

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

(1) 基本理念・基本目標

1] 基本理念

東川町公的賃貸住宅ストック総合活用計画は、東川町プライムタウン21-1（総合計画）、及び東川町住生活基本計画の理念、基本目標を、公的賃貸住宅施策として推進するものであり、掲げる理念（目標像）は、以下のとおりとします。

東川町公的賃貸住宅ストック総合活用計画の理念（目指す方向）
人と自然が共生するまち、
東川にふさわしい公的賃貸住宅づくり

注 東川町プライムタウン21-1の目標
「人と自然が共生するまちづくり」
東川町住生活基本計画の理念（目指す方向）
「人と自然が共生するまち、東川の住宅づくり」

2] 基本目標

基本理念（目指す方向）の実現を目指すため、住生活基本計画の基本目標の視点を踏まえ、公的賃貸住宅の目指す方向として4つの基本目標を設定します。

基本目標は、東川町の今後の住宅づくりの理念を具体的に示すものであり、この目標の実現を通じ、基本理念の達成を図ります。

基本目標 1 自立し持続可能な地域づくりの基盤となる公的賃貸住宅づくり

東川町が持続可能な地域として、自立可能な定住人口、世帯の居住の受け皿となる公的賃貸住宅を確保するとともに、定住にふさわしい建物構造、建て方、整備水準のある住宅の確保を目指します。

基本施策1-1 多様な世帯の定住の受け皿となる住宅の確保

- ・所得、年齢、家族構成に対応した公営住宅の供給
- ・中堅所得階層向けの特定公共賃貸住宅の供給
- ・大家族、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の供給
- ・低所得者、I U J ターンで町内で新たに就職する世帯向けの町営住宅の供給

基本施策 1-2 快適に暮らすことの出来る定住可能な整備水準の確保

- ・年数経過、狭小、浴室浴槽未設置などの整備水準の改善
- ・ユニバーサル対応、高齢化対応などの整備水準の向上

基本目標 2 東川の美しい風景を守り育てる公的賃貸住宅づくり

東川町が推進している美しい風景を守り育て、まちづくりを公的賃貸住宅施策で推進するため、東川の風景に配慮した住宅、美しい眺望の妨げとならない住宅づくりや団地環境、建物外観づくりを目指します。

基本施策 2-1 東川の風景や眺望に配慮した住宅の確保

- ・東川の風景に配慮した住宅高さの形成
- ・東川の美しい眺望を妨げない形状、高さの形成

基本施策 2-2 東川の風景になじむ住環境や建物外観の形成

- ・東川の風景に馴染む、緑とゆとりのある団地環境、建物配置
- ・東川の風景に馴染む、木材を活用した外壁等、工作物の活用

基本目標 3 少子高齢社会に対応する安全で安心な公的賃貸住宅づくり

少子化、高齢化の進行に対応し、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して生活できるユニバーサルデザインの視点に立って、住宅の確保や長寿化、バリアフリー導入のための改修を目指します。

基本施策 3-1 誰もが住めるユニバーサルデザインの視点に立った住宅の確保

- ・ユニバーサルデザインの視点に立った住戸、住棟環境の導入
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った、声かけのある安心できる住環境の形成

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

基本施策 3-2 建物を大事に活用するための長寿命、バリアフリー改修の導入

- ・建物性能を長期的に維持する改修工事の推進
- ・高齢者が安心して居住できるバリアフリー改修工事の推進

基本施策 3-3 まちなか居住と連携した公的賃貸住宅の確保

- ・市街地や農業集落など、東川町のまちなか地区で、公的賃貸住宅の計画的な確保と建て替え、新設による、まちなか居住の推進

基本目標 4 効率的で効果的な安定的な公的賃貸住宅づくり

公的賃貸住宅のストック活用を確実に展開するため、建設、改修工事の継続的な推進を目指します。

そのため、建物仕様の標準化、工事量の平準化や建て替え事業の円滑な推進による入居の適正化、待機者解消のための必要な空戸の確保を目指します。

基本施策 4-1 建設事業の計画的な推進と平準化

- ・建て替え事業の継続的推進による整備水準の着実な改善
- ・建て替え事業の平準化と財源の安定的な確保

基本施策 4-2 建て替え事業の推進の適正化と必要な空き家の確保

- ・建て替え、住み替えによる入居の適正化の推進
- ・政策空き家の先行的な確保と建て替え事業の着実な推進

(2) 住宅の必要戸数

① 人口、世帯数

住生活基本計画において、平成30年度の総世帯数は、3,700世帯、平成40年度は3,400世帯と想定されています。

このたびの公的賃貸住宅ストック総合活用計画においては、町が管理する公賃賃貸住宅は、この想定値を踏まえ、建設管理します。

表 住生活基本計画における将来人口、世帯数の設定

単位：人、世帯、人／世帯

	実勢				住生活基本計画	
	(推定)				設定値	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年	平成30年	平成40年
総人口	7,211	7,671	7,701	7,760	8,000	7,600
総世帯数	2,380	2,702	2,927	3,140	3,700	3,450
平均世帯人員	3.03	2.84	2.63	2.47	2.16	2.20

※ 住生活基本計画の基準年：平成20年度、計画期間：平成30年度、構想期間：平成40年度

② 必要な住宅戸数

東川町の公賃賃貸住宅は、平成30年度までの人口、世帯数の増加に対応し、378戸を確保とします。

平成40年度は、同じく378戸の確保とします。

このたびの公的賃貸住宅ストック総合活用計画においては、町が管理する公賃賃貸住宅は、この想定値を踏まえ、建設管理します。

表 所有形態別世帯数(住宅数)の設定

単位：世帯

	実勢				住生活基本計画	
	(推定)				設定値	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年	平成30年	平成40年
総世帯数	2,380	2,702	2,927	3,140	3,700	3,450
一般世帯数	2,298	2,623	2,770	2,980	3,520	3,280
住宅世帯数	2,136	2,468	2,741	2,800	3,340	3,100
持ち家	1,638	1,908	2,033	2,070	2,470	2,290
借家	500	560	708	758	870	810
民間借家	95	123	320	295	410	380
給与住宅	103	107	89	90	82	52
公的住宅	302	330	299	373	378	378
間借りその他	242	234	186	180	180	180

一般世帯数は、平成17年実績(総世帯数の94.6%)を踏まえ、総世帯数の95%と設定
 間借りは、平成17年実績(186戸)を踏まえ、平成30年で180戸、平成40年で180戸と設定
 給与住宅は、平成17年実績(89戸)を踏まえ、平成30年で82戸、平成40年で52戸と設定
 持ち家は近年の実績(住宅世帯数全体の74.1%)を踏まえ、比率は一定(74%)としと設定
 借家は、住宅世帯数全体から持ち家を引いた数とする
 借家の内、民間借家は平成17年(借家の45.2%)実績を踏まえ、平成30年で47%、平成40年で47%
 公的住宅(町営住宅等)は、借家－民間借家－給与住宅とする

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

③ <参考> 公的賃貸住宅の内訳

公的賃貸住宅のうち、公営住宅法等に基づき、建設管理する公営住宅、地域優良住宅<公営住宅等>は、現況と同じ350戸とします。

	現 況	計画期間	構想期間
	平成21年度	平成30年度	平成40年度
公営住宅等	350	350	350
町営住宅	23	28	28
公的賃貸住宅	373	378	378

(3) 目標整備水準

1] 解消を目指す整備水準

① 耐用年数を経過した住戸・住棟の解消

公的賃貸住宅（公営住宅）は、建物構造別に耐用年数（標準管理期間）が定められています。

表 公営住宅の耐用年数

構 造	耐用年数
木 造	30年
簡易耐火構造平屋建	
簡易耐火構造2階建	45年
耐火構造	70年

現在、公園団地（簡易耐火構造平屋建36戸）、清流団地（簡易耐火構造平屋建36戸）の計72戸が耐用年数を超過しています。10年後の平成30年には、新たに南団地（簡易耐火構造平屋建16戸）が耐用年数を超過します。

耐用年数を超過した住棟住戸は、計画的に用途廃止を図るとともに、地域の住宅需要などを見極めつつ、建替など適切な対応を図ることとします。

一方、町が管理する公営住宅以外の住宅（町営住宅）は、平成20年度末で23戸ありますが、いずれも建設後20年以上を経過しています。

これら町営住宅は、法に定める耐用年数はありませんが、計画的な改修を行いつつ、今後とも低家賃住宅として活用します。

② 狭小住戸の解消

北海道住生活基本計画において、北海道における共同住宅の居住水準（都市居住型誘導居住面積水準）は単身者42㎡以上としています。

狭小住宅は、清流団地に6戸、残されています。

40㎡以下の公営住宅については、耐用年数を超過した時点で、順次、用途廃止とします。

③ 水洗化されていない住戸の解消

北海道住生活基本計画において、全ての住戸で便所の水洗化を確保としています。

現在、東川町の公営住宅で水洗化されていない住戸はありません。今後も、全ての住戸で水洗化を維持します。

④ 浴室浴槽のない住戸の解消

北海道住生活基本計画において、全ての住戸で専用の浴室を確保としています。

現在、東川町の公営住宅でユニットバスの設置されていない住戸は次のとおりです。

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

表 浴室浴槽のない住戸

団地名	住棟名	戸数	構造
公園団地	A1～A5. B1. B2. C1. C2	36戸	簡易耐火構造平屋建
清流団地	B1～B4. C1～C4. D4 ※この内B4. C4. D4は平成 21年度除却予定	36戸	簡易耐火構造平屋建
清流東団地	A1～A3 ※この内、平成21年度に A1棟の8戸から着手	24戸	簡易耐火構造2階建
西8号団地	A1. A2	12戸	簡易耐火構造2階建
南団地	A1～A4	16戸	簡易耐火構造平屋階建
合計		124戸	

これら住戸は、用途廃止したり、改善工事により、速やかに浴室浴槽の設置を進めます。

⑤ 法令により緊急を要する改修工事の導入

寝室での住宅用防災警報機の設置は消防法で義務付けがされていますが、本町においては平成19年度に地域住宅交付金の提案事業で27棟223戸に対し547個、町単独費では19棟76戸に対し228個、その他町営住宅、低家賃住宅も同時に施工済みです。

2] 向上を目指す整備水準

① ユニバーサルデザインの導入

ユニバーサルデザインとは、住宅の設計仕様はもとより、住宅団地の計画設計の基本的な考え方も含めて、高齢者、障がい者、健常者、介護する人、子ども、妊婦など、誰もが年齢や身体状態に係わらず、住みやすい住戸、住環境の確保を目指す考え方であり、北海道住生活基本計画において、その導入が推奨されています。

今後、新たに建設整備する公営住宅の団地、住棟住戸については、設計段階からユニバーサルデザインの考え方を導入し、その推進に努めます。

② 高齢化対応の推進

公的賃貸住宅において、住戸内の床段差の解消、手すりの設置、操作性向上スイッチ等の設置により、高齢者の安全に配慮した仕様の確保（バリアフリー化）が、順次、行われています。

北海道住生活基本計画において、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を75%以上としています。

東川町では、今後、公営住宅の入居者の高齢化が進行することを踏まえ、新設する住棟住戸、全戸について、高齢化対応の仕様を導入します。

③ 3箇所以上給湯の推進

高齢者の増加や生活水準の向上にともない、北国において、家事で温水を使うことは、重要な居住水準の一つです。

給湯設備の設置及び台所、洗面所、浴室への配管設備の設置を推進します。

④ 駐車スペースの確保

東川町のような田園地帯では、自家用車の利用は生活の必要手段です。

新設する団地において、一戸一台及び来訪者にあっては共同の駐車スペースの整備と冬期間の堆雪スペースを含め、その確保を推進します。

⑤ 住宅性能表示基準への対応

公営住宅は、日本住宅性能基準（住宅の品質の確保における法律）に対応することが求められ、とくに高齢者住宅については、全項目でその対応基準（等級）が規定されています。

今後、新設する住棟住戸については、住宅性能基準への対応を行います。

(4) ストック活用方針

1] 活用方針

① 活用方針

以下の、1次から3次までの判定の結果を踏まえ、以下のとおり、ストック活用方針を定めます。

1 次 判 定	住戸の経過年数、地域の借家需要、敷地の高度利用の必要性、可能性、改善工事履歴を踏まえ、住戸の用途廃止・建て替え、又は維持保全の候補となる住戸住棟を判定、抽出します。
2 次 判 定	用途廃止・建て替え、維持保全の対象候補とならない住棟は、2次判定を実施します。 1次判定の結果、未判定の住棟（用途廃止、もしくは建て替え、又は維持保全の対象候補と判定されなかった住棟）について、躯体の安全性、避難の安全性、居住性を把握し、住棟別の適用手法の候補を判定します。
3 次 判 定	住棟相互の連携の可能性、まちづくりの観点から見た地域整備への貢献、団地相互の連携の可能性、周辺道路の整備状況、仮住居の確保、他の事業主体との連携の視点から、団地単位、住棟単位で総合的な検討を行い、住棟別の適用手法の候補について、最終判定を行います。

② 1次判定と判定基準<国の指針>

a. 経過年数、改善履歴の判定

(用途廃止もしくは建て替えの対象候補とする住棟)

昭和30年代、40年代の木造又は簡易耐火構造の住戸

(維持保全の対象候補とする住棟)

昭和50年代以降の建設で、改善事業を実施した住棟、もしくは平成3年以降の建設で標準管理期間（耐用年限）を経過していない住棟

(継続判定とする住棟)

上記の用途廃止・建て替え、もしくは維持保全の対象候補とならなかった住棟

b. 需要の判定

応募倍率及び空き家の状況等で需要を評価

c. 高度利用の必要性と可能性の判定

団地に係る都市計画上の規制*（用途地域、指定容積率等）、位置条件、団地の敷地規模、及び形状により、高度利用の必要性と可能性を判定。

- * 東川町は都市計画法に基づく都市計画をもっていません。そのため、良好な住環境を保全するため、町独自の施策として東川町都市計画を指定しています。
ここでは、この指定を準用します。

③ 2次判定と判定基準

a. 躯体の安全性

（躯体の耐震性、及び耐震改修の必要性）昭和56年以前に建築された中層耐火住宅・簡易耐火住宅については、公共住宅耐震判断・改修マニュアル（公共住宅事業者等連絡協議会編集）に基づく平面形状等の判定により、耐震診断は不要と判定。

b. 避難の安全性の判定

二方向避難、防火区画等の確保及び可否を判定。

c. 居住性の判定

居住性の現状及び改善の必要性、可否について判定。

- a) 住棟：日照、通風、採光、開放性、プライバシーの確保、騒音等
- b) 住戸：最低居住水準
- c) 住戸内部：浴室の有無、3箇所給湯、高齢化対応
- d) 共用部：高齢化対応（4階建て以上はエレベーターの有無）
- e) 付帯施設：自転車置き場・物置、衛生・利便性・居住性に係る問題点の有無
- f) 共同施設：集会所、幼児遊園の有無、高齢化対応
- g) 多様な住宅供給：整備水準目標を満たしている場合には、維持保全の対象。

整備水準の目標を満たしていない場合には、耐用年限の1/2超過しているものは個別改善とし、1/2を越えていないものは維持保全。

2] 団地別活用方針

① 用途廃止及び建て替え

<公園団地>

- ・平成20年で36戸全戸が耐用年数を超過しています。
- ・計画は活用し、構想期間で用途廃止とします。
- ・団地の全住戸が用途廃止となることから、長期的な住宅需要や修繕工事に柔軟に対応するため、木造住宅として建て替えを図ります。

<清流団地>

- ・平成15年で36戸全戸が耐用年数を超過しています。
- ・計画期間で用途廃止とします。
- ・団地の全住戸が用途廃止となることから、長期的な住宅需要や修繕工事に柔軟に対応するため、木造平屋建住宅として建て替えを図ります。

② 個別改善もしくは全面的改善

<清流東団地（簡2部分）>

- ・平成18年から21年で耐用年数の1/2を超える簡易耐火構造2階建24戸（A1. A2. A3）があります。
- ・浴室浴槽（ユニットバス）、3箇所給湯、高齢化対応がなされていないことから、住戸の間取りを考慮しつつ、必要な個別改善を行い、耐用年数まで利用とします。

<西8号団地（簡2部分）>

- ・平成19年から20年で耐用年数の1/2を超える簡易耐火構造2階建12戸（A1. A2）があります。
- ・浴室浴槽（ユニットバス）、3箇所給湯、高齢化対応がなされていないことから、住戸の間取りを考慮しつつ、必要な個別改善を行い、耐用年数まで利用とします。

<北団地>

- ・平成37年から41年で耐用年数の1/2を超える耐火構造2階建52戸（A1～A6）があり、そのうち16戸（A1. A2）について高齢化対応がなされていません。
- ・耐火構造住宅で長期的な利用が可能なことから、設備類も含めて必要な個別改善を行い、耐用年数まで利用とします。

<清流東団地（耐2部分）>

- ・平成36年で耐用年数の1/2を超える耐火構造2階建8戸（A4）があります。
- ・耐火構造住宅で長期的な利用が可能なことから、設備類も含めて必要な個別改善を行

い、耐用年数まで利用とします。

＜西8号団地（耐3部分）＞

- ・平成35年で耐用年数の1/2を超える耐火構造3階建12戸（A3）があります。
- ・耐火構造住宅で長期的な利用が可能なことから、設備類も含めて必要な個別改善を行い、耐用年数まで利用とします。

③ 維持保全

平成40年度まで維持保全し、活用する団地は、以下の通りです。

＜公営住宅 東町4丁目団地＞

＜公営住宅 清流中央団地＞

＜特定公共賃貸住宅 西町団地＞

＜地域優良賃貸住宅 西町2丁目団地＞

＜地域優良賃貸住宅 西町5丁目団地＞

＜公営・特定公共賃貸住宅 南団地＞

＜公営住宅 西団地＞

＜町営住宅（一般型）＞

＜町営住宅（帰ってこいよ住宅）＞

＜低家賃住宅＞

④ 不足する戸数への対応

今後の建て替え、改善事業に伴う住み替えの受け皿として、役場庁舎、診療所、商店街の集積するまちなか地区に、高齢者及び家族向けの住宅＜（仮称）まちなか団地（移転建て替え）＞の確保を図ります。あわせて、平成23年度の療養病床削減の動きにともない医療施設から退去する単身高齢者、及び入居の待機世帯（家族世帯）への対応も図ります。

3] 判定結果

地区	団地名等	住宅種類	構造	管理戸数	建設(買取)年次	1次判定		活用手法(候補)		2次判定								活用手法(候補)		3次判定(判定)						
						1/2超過	耐年超過	計画期間(H21~30)	構想期間(H31~40)	躯体(S56以前)	避難	狭小(40㎡以下)	ユニットバス	水洗化	3箇所給湯	高齢化対応	物置整備	駐車場整備	計画期間(H21~30)	構想期間(H31~40)	計画期間(H21~30)	構想期間(H31~40)				
公営住宅等グループ	東町	公園	公営	簡平	36	S50~53	H2~5	× 36	H17~20	× 36	用途廃止		× 36	○ 0	○ 0	× 36	○ 下 0	× 36	× 36	× 36	× 0			維持保全	用途廃止 建て替え	
		東町4丁目	公営	木平	16	(H19・20)	H34・35	○ 0	H49・50	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 16			維持保全	維持保全
	西町	清流	公営	簡平	36	S47・48	S62・63	× 36	H14・15	× 36	用途廃止		× 36	○ 0	△ 6	× 36	○ 下 0	× 36	× 36	× 36	× 0			用途廃止 建て替え	維持保全	
		清流東	公営	簡2	24	S59~62	H18~21	× 24	H41~44	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	× 24	○ 下 0	× 24	× 24	○ 0	○ 0	○ 32	個別改善	個別改善	維持保全	
	西町	西8号	公営	耐2	8	H元	H36	○ 0	H71	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	× 8	○ 0	○ 0	○ 0	個別改善	維持保全	個別改善	
		西町	公営	耐2	12	S60・61	H19・20	× 12	H42・43	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	× 12	○ 下 0	× 12	× 12	○ 0	○ 0	○ 34	個別改善	個別改善	維持保全	
	西町	清流中央	公営	耐2	30	H12・13	H47・48	○ 0	H82・83	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 40			維持保全	維持保全
		西町	特定公共賃貸	簡2	8	H6	H28	○ 0	H51	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 16			維持保全	維持保全
	西町	西町2丁目	地域優良賃貸	耐2	8	H11	H46	○ 0	H81	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0			維持保全	維持保全
		西町5丁目	地域優良賃貸	木平	2	H20	H35	○ 0	H50	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 2			維持保全	維持保全
	南町	南	公営	簡平	3	H20	H35	○ 0	H50	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 3			維持保全	維持保全
		南	公営	簡平	18	S54・56	H6・7	× 16	H21・22	○ 0	維持保全	用途廃止	× 16	○ 0	○ 0	× 16	○ 下 0	× 16	× 16	○ 0	○ 0	○ 40			維持保全	維持保全
			公営	耐2	18	H8~10	H43~45	○ 0	H78~80	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 40			維持保全
	北町	南	特定公共賃貸	耐2	12	H8~10	H43~45	○ 0	H78~80	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0			維持保全	維持保全
西		公営	耐2	57	H15~18	H37~40	○ 0	H60~63	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 57			維持保全	維持保全	
北	公営	耐2	52	H2~7	H37~41	○ 0	H72~76	○ 0	維持保全	維持保全	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	× 16	○ 0	○ 0	○ 53	個別改善	維持保全	個別改善		
町営住宅グループ	東町	キャリ-横	町営(一般)	簡平	2	S52~S53	H4・5	× 2	H19・20	× 2	維持保全		× 2	○ 0		× 2	○ 下 0		× 2					維持保全		
		消防裏	町営(一般)	簡平	4	S50,53	H2・5	× 4	H17・20	× 4	維持保全		× 4	○ 0		× 4	○ 下 0		× 4					維持保全		
	西町	西町1丁目	町営(低家賃)	簡平	5	S46	S61	× 5	H13	× 5	維持保全		× 5	○ 0		× 5	○ 下 0		× 5					維持保全		
		北1線	町営(一般)	簡平	3	混在につき S49~S52	H元~4	× 3	H16~19	× 3	維持保全		× 3	○ 0		× 3	○ 下 0		× 3						維持保全	
	町営(低家賃)		簡平	7	混在につき S49~S52	H元~4	× 7	H16~19	× 7	維持保全		× 7	○ 0		× 7	○ 下 0		× 7						維持保全		
	東8号	東8号	町営(一般)	簡平	1	混在につき S52	H4	× 1	H19	× 1	維持保全		× 1	○ 0		× 1	○ 浄 0		× 1					維持保全		
		町営(低家賃)	簡平	1	混在につき S52	H4	× 1	H19	× 1	維持保全		× 1	○ 0		× 1	○ 浄 0		× 1						維持保全		
	新栄	町営住宅 帰ってこいよ	木平	2	H21	H36	○ 0	H51	○ 0	新規建設	維持保全	○ 2	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 浄 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0			新規建設	維持保全
			木2	2	H21	H36	○ 0	H51	○ 0	新規建設	維持保全	○ 2	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 浄 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0			新規建設	維持保全
	東町		木2	1	S51 (H21)	H3	× 1	H18	× 1	中古買取	維持保全	× 1	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 下 0	○ 0	○ 0	○ 0	○ 0			中古買取	維持保全	

再掲

地区	住宅種類	管理戸数	1/2超過	耐年超過	計画期間	構想期間	躯体	避難	狭小	ユニットバス	水洗化	3箇所給湯	高齢化対応	物置整備	駐車場整備	計画期間	構想期間	計画期間	構想期間	計画期間	構想期間	計画期間	構想期間	
公営住宅グループ	公営住宅	317	39.1%	124	22.7%	72	27.8%	88	0.0%	0	1.9%	6	39.1%	124	0.0%	0	39.1%	124	50.5%	160	22.7%	72	85.8%	272
	特定公共賃貸住宅	28	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	57.1%	16
	地域優良賃貸住宅	5	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	5
	合計	350	35.4%	124	20.6%	72	25.1%	88	0.0%	0	1.7%	6	35.4%	124	0.0%	0	35.4%	124	45.7%	160	20.6%	72	83.7%	293
町営住宅グループ	町営住宅(一般)	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	10	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	10	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	10	0.0%	0	0.0%	0
	町営住宅(低家賃)	13	100.0%	13	100.0%	13	100.0%	13	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	13	0.0%	0	0.0%	0	100.0%	13	0.0%	0	0.0%	0
	町営住宅(帰ってこいよ)	5	20.0%	1	20.0%	1	60.0%	3	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	28	85.7%	24	85.7%	24	92.9%	26	0.0%	0	0.0%	0	82.1%	23	0.0%	0	0.0%	0	82.1%	23	0.0%	0	0.0%	0
総計	378	39.2%	148	25.4%	96	30.2%	114	0.0%	0	1.6%	6	38.9%	147	0.0%	0	32.8%	124	48.4%	183	19.0%	72	77.5%	293	

※ 2次判定の評価数字について「駐車場整備」のみ整備数、その他は、未整備数を表示

(5) 活用プログラム

1] 団地別活用プログラム

① 計画期間

<清流団地>

公園団地及び他の公営住宅団地への入所者の移転と空戸の確保を踏まえ、順次用途廃止を図り、平成22年度から26年度で建て替えを行います。

平成26年度建設の住戸については、公園団地、西8号団地入居者の住戸改善に伴う移転の受け皿とし、あわせて入居の適正化を促進し、将来の公園団地建て替えのための空戸の確保を図ります。

一団の公営住宅団地であることを踏まえ、木造2階建（長屋形式）の住宅を計20戸建設します。

<帰ってこいよ団地>

農家、商工業者の後継者世帯のIUJターンの受け皿として、町営住宅を建設もしくは買い取りします。住宅は木造平屋2戸、木造2階建3戸（戸建形式）の計5戸です。

<清流東団地（簡2部分）>

簡易耐火構造2階建24戸（A1. A2. A3）について、ユニットバス設置、3箇所給湯、高齢化対応の個別改善を行います。

<西8号団地（簡2部分）>

簡易耐火構造2階建12戸（A1. A2）について、ユニットバス設置、3箇所給湯、高齢化対応の個別改善を行います。

<（仮称）まち中A団地>

構想期間である平成31年度以降の個別改善（清流東団地、西8号団地）に先立ち、住み替えを望む入居者等のため、まち中地区で一般向けを含む公営住宅16戸（移転建て替え）の建設を図ります。

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

② 構想期間

<公園団地>

公園団地については、老朽化が著しいことから、構想期間で用途廃止及び建て替えを行います。

建て替えに先立ち、他団地への住み替えを望む世帯については、適宜適切な住戸の斡旋を図ります。

<清流東団地（耐2部分）>

耐火構造2階建8戸（A4）について、耐用年数の1/2を超えることと、高齢化対応がなされていないことから、個別改善を行います。

<西8号団地（耐3部分）>

耐火構造3階建12戸（A3）について、耐用年数の1/2を超えることと、高齢化対応がなされていないことから、個別改善を行います。

<北団地>

耐火構造2階建52戸（A1～A6）について、耐用年数の1/2を超えることと、一部の住宅で高齢化対応がなされていないことから、個別改善を行います。

<（仮称）まち中B団地>

構想期間後期の公園団地の建替、北団地の個別改善に先立ち、住み替えを望む入居者等のため、まち中地区で一般向けを含む公営住宅16戸（移転建て替え）の建設を図ります。

6. 公的賃貸住宅ストック総合活用計画

再 掲

	管理戸数	活用手法	現況	年度別対象戸数(戸)																				合計	管理戸数 (実施後)		
				構 想 期 間													計 画 期 間										
				構 想 期 間													計 画 期 間										
				平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	計	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度	平成37 年度	平成38 年度			平成39 年度	平成40 年度
公営住宅 グループ	317	公営住宅	建替・新設			4	4	4	4	4	0	4	4	4	32	4	4	4	4	4	4	4	4	36	68	313	
		個別改善		8	8	8	6	6					36	8	12				8	8	8	8	12	64	100		
		用途廃止		12				16	8				36				8	4	8	4	8	4	36	72			
		管理戸数	317	305	309	313	317	305	301	301	305	309	313	313	317	321	325	321	321	317	317	313	313	313	313		313
	28	特定公共賃貸住宅	建替・新設											0											0	0	28
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
	5	地域優良賃貸住宅	建替・新設											0											0	0	5
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
合 計	350	建替・新設			4	4	4	4	4	0	4	4	4	32	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	68	346	
		個別改善		8	8	8	6	6					36	8	12				8	8	8	8	12	64	100		
		用途廃止		12				16	8				36				8	4	8	4	8	4	36	72			
		管理戸数	350	338	342	346	350	338	334	334	338	342	346	346	350	354	358	354	354	350	350	346	346	346	346		
町営住宅 グループ	10	町営住宅(一般)	建替・新設										0											0	0	10	
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10
	13	町営住宅(低家賃)	建替・新設											0											0	0	13
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	5	町営住宅(帰ってこいよ)	建替・新設		5									5											5	5	5
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
合 計	28	建替・新設		5									5											5	5	28	
		個別改善											0											0	0		
		用途廃止											0											0	0		
		管理戸数	23	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28		28
町営 管理戸数 計	378	建替・新設		5	4	4	4	4	4	-	4	4	4	37	4	4	4	4	4	4	4	4	-	36	73	378	
		全面的改善																									
		個別改善		8	8	8	6	6	-	-	-	-	-	36	8	12	-	-	-	8	8	8	8	12	64		100
		用途廃止		12	-	-	-	16	8	-	-	-	-	36	-	-	-	8	4	8	4	8	4	-	36		72
		事業主体変更 管理戸数	373	366	370	374	378	366	362	362	366	370	374	374	378	382	386	382	382	378	378	374	374	374	374		374

3] 住み替えプログラム

計画期間（平成21年度から30年度）における建て替え及び新設の団地について、住み替えのプログラムは以下の通りです。

表 計画期間の住み替えプログラム

		平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
公営住宅等 グループ	清流 建設 戸数		4戸	4戸	4戸	4戸	4戸				
	建替 20戸 入居 戸数	24	24	20	16	12	8	4			
	(仮称) まち中A 建設 戸数							4戸	4戸	4戸	4戸
	移転建替 16戸 入居 戸数								4戸	4戸	4戸
町営住宅 グループ	帰って こいよ 建設 戸数	5戸									
	新設 5戸 入居 戸数										
改修・建替 団地		町外						移転者	移転者	移転者	

注：移転者は、改修工事、建て替えに位置付けている住戸入居者の先行的な住み替えを想定
改修・建て替え団地は、公園団地、清流東団地、西8号団地、南団地を想定

(6) 維持保全に係る修繕計画の方針

① 計画修繕の 実施方針

既存団地の適正な維持保全を図るため、定期的継続的な修繕を実施します。

修繕工事は、以下のものとします。

- 保守点検：水道量水器等設備類の保守点検
- 計画修繕：屋根塗装、下地等塗り替え、シート防水、ステンレス防水、外壁改修等で、建築物の耐久性を確保するため周期的計画的に実施する修繕
- 一般修繕：水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に不意に発生する支障で、そのつど緊急的に実施する修繕
- 退居修繕：内装、畳替え等、退去時に行う修繕

このうち計画修繕については、部位別の修繕周期を踏まえ、かつ年間の修繕予算の適正な執行と平準化に配慮しつつ実施します。

また、平成21年9月以降で公営住宅長寿命化計画を策定し、計画的で確実な財源の確保と耐久性の向上を図ります。

表 部位別の概ねの修繕周期

部 位	工 種	対 象	修繕周期
屋 根	塗 装	全 棟 (該当するもの)	概ね15年
	葺き替え	簡易耐火建物	概ね25年
	シート防水等	耐火構造建物 (該当するもの)	概ね20年
外 壁	塗 装	全 棟	概ね20年
給 水	水道量水器取替	全 棟 (該当するもの)	概ね8年
	給水管改修	全 棟	概ね25年
排 水	排水管改修	全 棟	概ね25年
ガ ス	ガス管改修	耐火構造建物 (該当するもの)	概ね35年
給 湯	風呂釜取替	全 棟	概ね20年
	給湯器取替	全 棟	概ね20年
換 気	換気設備取替	換気設備付きの住戸	概ね20年
電 気	幹線改修	耐火構造建物	概ね25年
	引込線改修	耐火構造建物	概ね30年
物 置	取 替	外物置設置の住戸	概ね25年

※ 修繕周期：「改善によるマンション再生手法に関するマニュアル (国土交通省)」及び本町の公営住宅の修繕実績より算定

② 計画修繕の考え方と対象団地

個別改善を位置付けている団地の住戸住棟について、個別改善にあわせ計画修繕を一体的に実施することとします。予算は、近年の実績を踏まえ、個別改善工事とあわせた効果的な確保及び執行を図ります。

対象とする団地住戸住棟は、当面の予定は、個別改善を図る清流東団地（簡易耐火構造2階建ての住戸、24戸）、西8号団地（簡易耐火構造2階建ての住戸、12戸）、南団地（簡易耐火構造平屋建ての住戸、16戸）とし、その後は、順次、個別改善を図る耐火構造建物とします。

- 清流東団地（簡易耐火構造2階建ての住戸、24戸）
- 西8号団地（簡易耐火構造2階建ての住戸、12戸）
- 南団地（簡易耐火構造平屋建ての住戸、16戸）
- 個別改善を図る耐火構造建物

表 団地別の計画修繕方針

団地名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
清流東団地	ユニットバス設置、給湯配管 A1 棟	ユニットバス設置、給湯配管 A2 棟	ユニットバス設置、給湯配管 A3 棟	屋根塗装 A1～A3棟
西8号団地				ユニットバス設置、給湯配管 A1・A2 棟
南団地	外壁塗装 A1～A4棟			

※プライムタウン21（東川町総合計画）で予定している事業内容

※他団地及び平成25年以降の事業量は、公営住宅長寿命化計画の検討の中で定める予定

(7) 居住者との合意形成の方針

今後、建て替えや改善・修繕事業を行う団地については、以下の方針に基づき、居住者との合意形成を図り、事業の円滑な推進を図ります。

① 居住者の特性の把握を公平な選定手順の導入

再入居する住戸、移転する他団地の住戸の確保や住み替え時期の選定については、入居者の家族数、同居者の身体特性、家賃負担能力等についての確に把握し、移転の時期、移転先住戸の規模、階数の確保を図ることとします。

選定に立っては、選考手順の公平化、透明化に努めます。

② 最低居住水準未達の世帯や大家族世帯、早期の居住の安定を望む世帯

最低居住水準未達の世帯や大家族世帯、早期の居住の安定を望む世帯については、他団地への住み替えを斡旋するなど、居住者意向の尊重に努め、建て替えに伴う住み替えの不便さを回避し、居住の利便性を図ります。

③ 収入超過世帯

収入超過世帯に対しては、世帯規模に応じた既存住戸への移転を働きかけ、新設団地等としての入居の適正化に努めます。

④ 継続的に居住を希望する世帯

当該団地に継続的に居住を希望する世帯に対しては、家族数、身体状況、家賃負担能力などを勘案し、適切な規模、階数の住戸の提供を図ります。

家賃を滞納している世帯については、移転に先立ち、家賃滞納の解消を求め、必要に応じ、退居若しくは他の低家賃住戸への移転を働きかけます。

⑤ 他の公的住宅との連携方針

東川町には、公営住宅以外に特定公共賃貸受託、地域特別優良住宅や町が独自に確保している町営住宅など、家賃体系の異なる公的賃貸住宅があります。

公営住宅の建て替えなどにあたり、仮住戸（空き家）の確保が著しく困難と予想される場合には、これら、他の公的住宅の空き家状況を踏まえ、移転先住戸、一時的な仮住戸の確保など、効率的な事業連携を推進します。

一方、町全体として借家需要の緩和を図るため、用途廃止した旧町営住宅敷地については、地域の住宅需要を見据えつつ、公営住宅以外の住宅用地として活用するなど、町全体として住宅建設を推進します。

参 考 資 料

- ・ 公的賃貸住宅及び民間マンションリスト
- ・ 公的賃貸住宅及び民間マンションマッピング
- ・ 公的賃貸住宅 団地図
- ・ 東川町公共賃貸住宅政策推進策定委員会設置要項
- ・ 策定委員会等名簿

▼公営住宅

338 戸

団地	MAP No.	地区	完成年度	構造	階数	区分	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	Σ-公住	Σ-特公賃	備考
									76		51	72	136	3	299	39	
公園	①	東町	S50	CB	1	公住			12						12		
			S51	CB	1	公住			8						8		
			S52	CB	1	公住			8						8		
			S53	CB	1	公住			8						8		
東町4丁目	②	東町	H19	W	1	公住						4	4		8		
			H20	W	1	公住							4	4		8	
清流	③	西町	S47	CB	1	公住			12						12		H21 内12戸除却
			S48	CB	1	公住			12						12		
			S59	CB	2	公住							8		8		
			S61	CB	2	公住							8		8		
			S62	CB	2	公住							8		8		
			H1	CB	2	公住							8		8		
			S60	CB	1	公住							6			6	
			S61	CB	1	公住							6			6	
			S63	CB	1	公住							12			12	
			H13	RC	2	公住				5	8	2				15	
		H14	RC	2	公住				5	8	2				15		
		H6	CB	2	特公賃(単身者向け)				8							8	
		H11	RC	2	特公賃(単身者向け)				8							8	
		H20	W	1	地優賃(一般)								2			2	
		H20	W	1	地優賃(子育て)								2			2	
													3			3	
		南町	S54	CB	1	公住			8						8		
			S56	CB	1	公住			8						8		
			H9	RC	2	特公賃(一般)				2	4					6	
			H10	RC	2	特公賃(一般)				2	4		4			4	6
			H11	RC	2	特公賃(一般)				2	4		4			4	6
													4			4	
		北町	H2	CB	2	公住							8		8		
			H3	CB	2	公住						4	4			8	
			H5	CB	2	公住						4	4			8	
			H4	CB	2	公住						4	4			8	
			H6	CB	2	公住							8			8	
			H7	CB	2	公住							12			12	
		西町	H15	RC	2	公住				5	6	4			15		
			H16	RC	2	公住				5	6	4			15		
			H17	RC	2	公住				5	6	4			15		
			H18	RC	2	公住				4	6	2				12	
																	集会所併設
合計									76		51	72	136	3	299	39	338

▼町営住宅(一般・低家賃)

28 戸

団地 (仮の名前)	MAP No.	地区	完成年度	構造	階数	区分	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ-教員	Σ-町営	Σ-低家賃	Σ-医師	備考	
									14					6				10	13			
東8号		東町	S52	CB	1	町営 低家賃			1													
			S53	CB	1	町営 低家賃			1											1		
東町B	⑬	東町	S52	CB	1	町営							1									
			S50	CB	1	町営							2									旧消防
東町C	⑮		S53	CB	1	町営							2									旧消防 2戸1
西町	⑰	西町	S46	CB	1	低家賃			4					1						1	2戸1	
			S46	CB	1	低家賃																
		北町	S49	CB	1	町営 低家賃			1									1		1		
			S50	CB	1	低家賃								2						2		
			S50	CB	1	町営 低家賃			1											1		
			S52	CB	1	町営 低家賃			1											1		
			S52	CB	1	低家賃			2											2		
帰ってこいよ(新栄)		新栄	H21	W	1	町営				2										2		
帰ってこいよ(東町2丁目)		東町	H21	W	2	町営				2										2		
			H21	W	2	町営								1						1		
合計									14	4				7	3			15	13		28	

▼町営住宅(教員・医師)

23 戸

団地 (仮の名前)	MAP No.	地区	完成年度	構造	階数	区分	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ-教員	Σ-町営	Σ-低家賃	Σ-医師	備考	
									2				18	2		1		17	4		2	
第1小学校	広域図	第1	H4	W	1	教員								1				1				
			H12	W	1	教員									1				1			
			H1	CB	1	教員									1				1			
			S57	CB	1	教員									2				2			
第2小学校	広域図	第2	H6	W	1	教員								1				1				
			H10	W	1	教員									1			1				
			H2	CB	1	教員									2			2				
第3小学校	広域図	第3	H1	CB	1	教員												1				
			S54	CB	1	教員									1			1			2戸1	
			S53	CB	1	教員					2								2			
			S55	CB	2	医師												1				1
医師	⑭		S42		1	医師										1					1	
町営(校長)	⑯	西町	H7	W	1	町営												1			小学校長	
町営(教頭)	⑰		H7	W	1	町営													1			中学校長
			H8	W	1	町営													1			小学教頭
			H8	W	1	町営													1			中学教頭
旧わりばし	⑱	北町	H4	W	1	教員												1				
			H5	W	1	教員													2			
北1線	⑳	北町	S49	CB	1	教員												1			2戸1	
合計									2				18	2		1		17	4		2	23

▼民間マンション

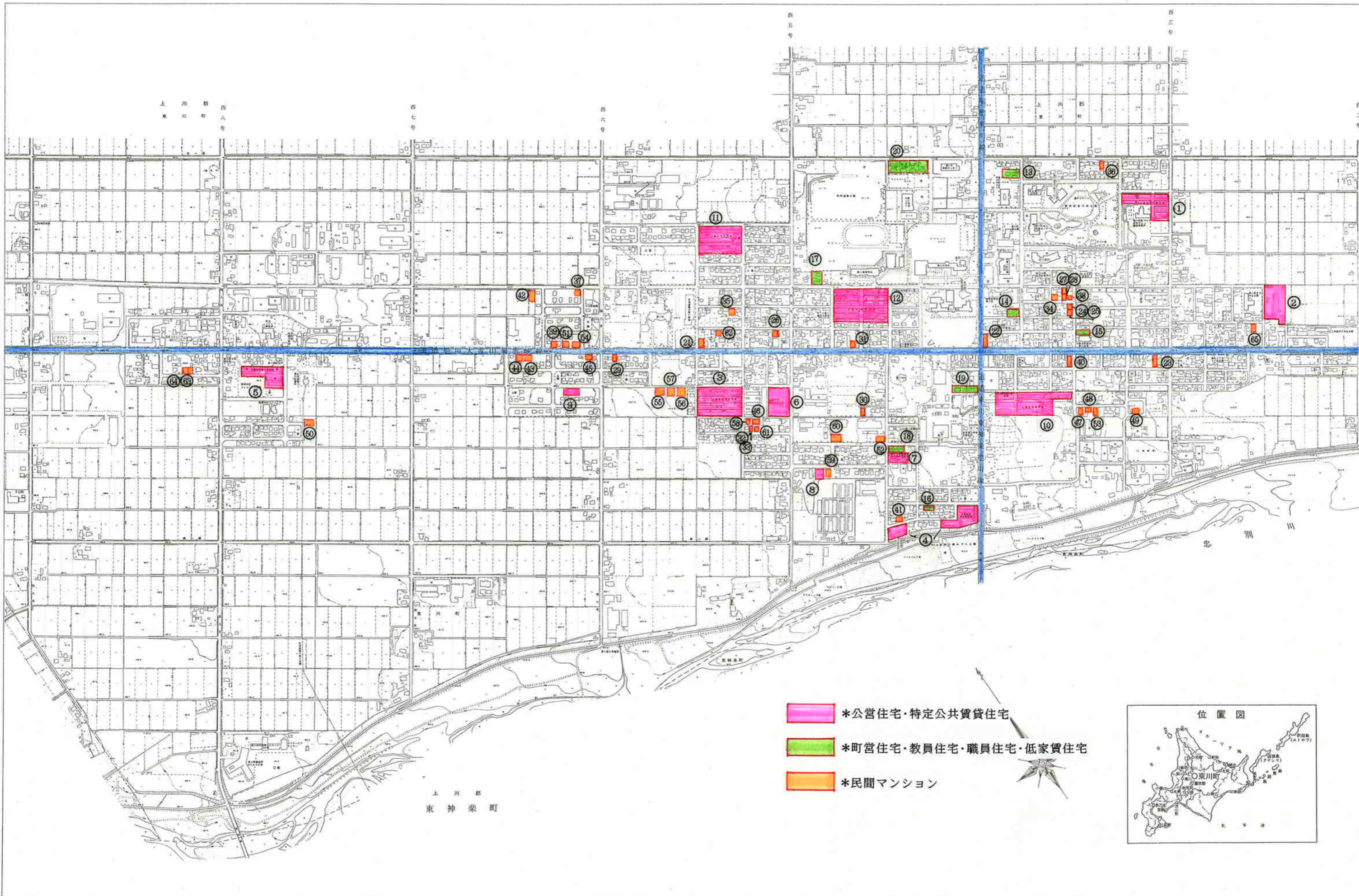
239 戸




マンション名	MAP No.	地区	完成年度	構造	階数	区分	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	備考
							5				80	88	66		
コーポ東川	21	北町	S55	S	3									9	
第1ノースハイツ	22	東町	S62	W	2									3	
アルテミス1	23	南町	H5	W	2					8					
エスパニア8-A	24	東町	H6	W	2					6	2				
エスパニア8-B	25	東町	H6	W	2					6	2				
アルテミス2	26	北町	H6	W	2					4	2				
アルテミス3	27	東町	H10	W	2					4	2				
アルテミス5	28	東町	H10	W	2					6					
フラワーマンション	29	西町	H11	W	2										
ラテール	30	西町	H12	W	2							4			
アルテミス6	31	北町	H13	W	2						4	2			

東川町市街図

1:10,000

平成十二年五月調製



-  *公営住宅・特定公共賃貸住宅
-  *町営住宅・教員住宅・職員住宅・低家賃住宅
-  *民間マンション



上川町
東神楽町

撮影 平成 11年 7月
編纂 平成 11年 8月
図化 平成 11年 8月 ステレオプロッターA8

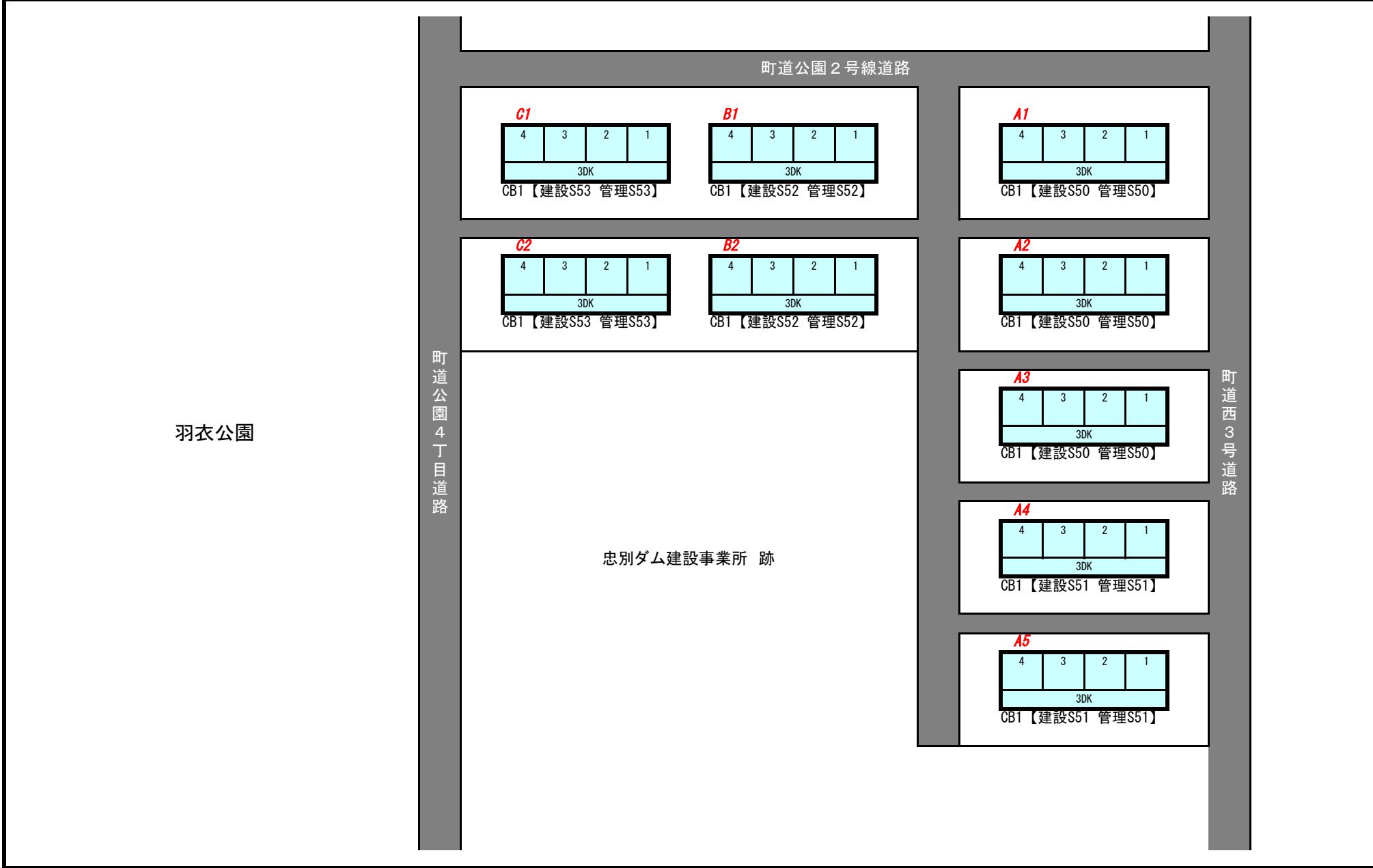
1:10,000

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

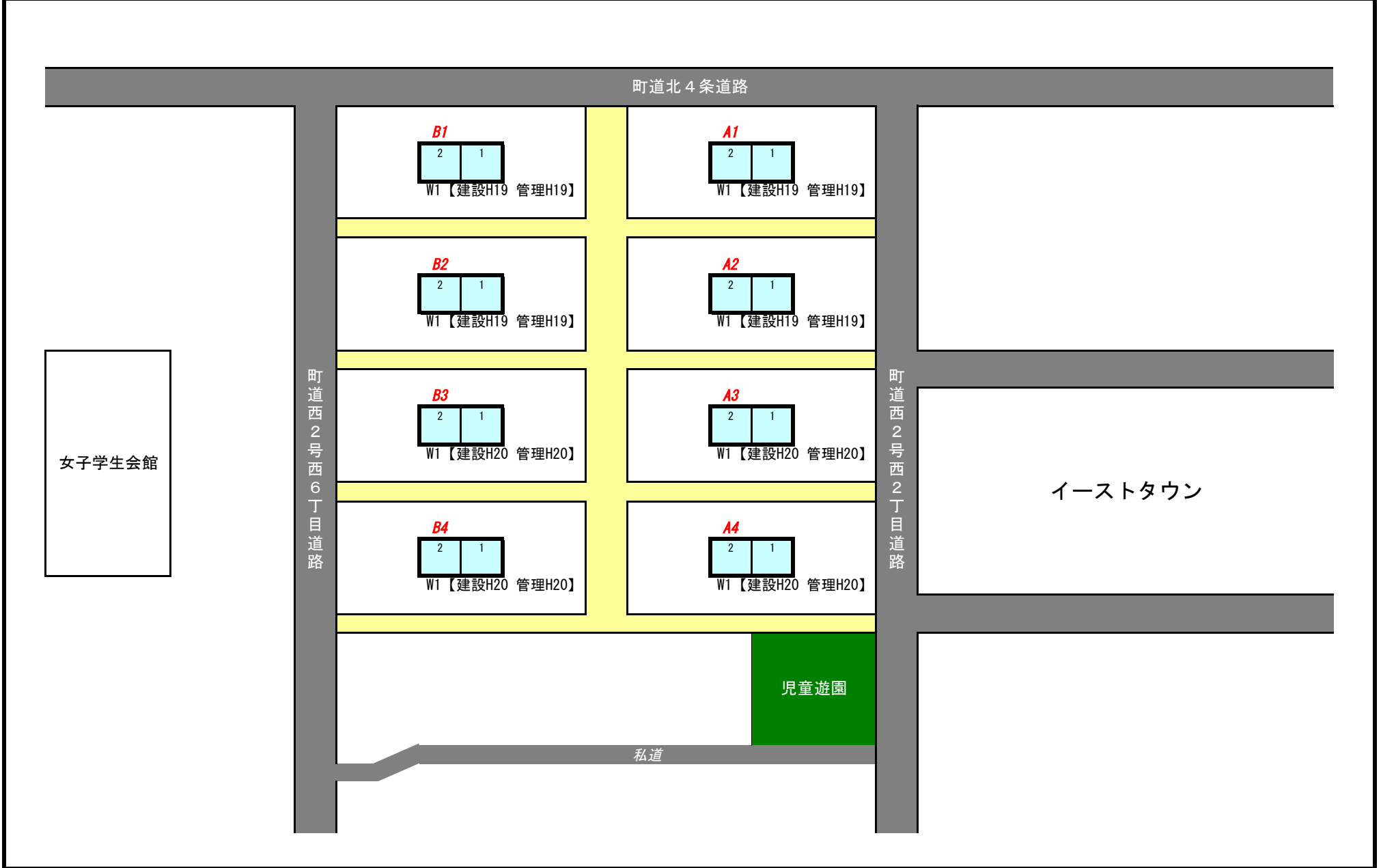
〒道央地図出版社 旭川市1条通20丁目 0166 61 31-4759

東川町役場

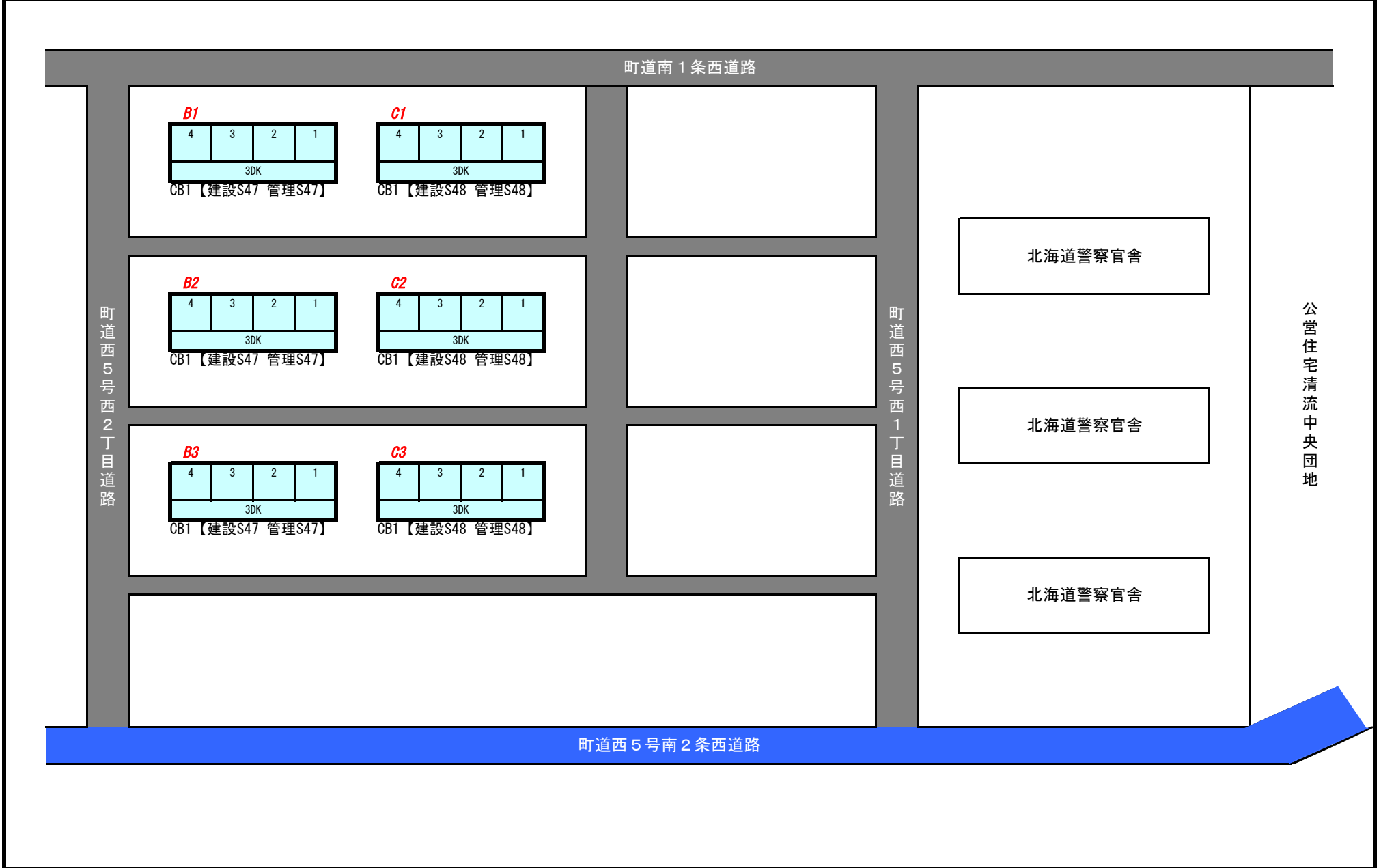
公	公園団地	所在地	上川郡東川町東町2丁目		行政区	東町2丁目	備考	H21年3月31日現在
		管理戸数	36	公営住宅	36	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	



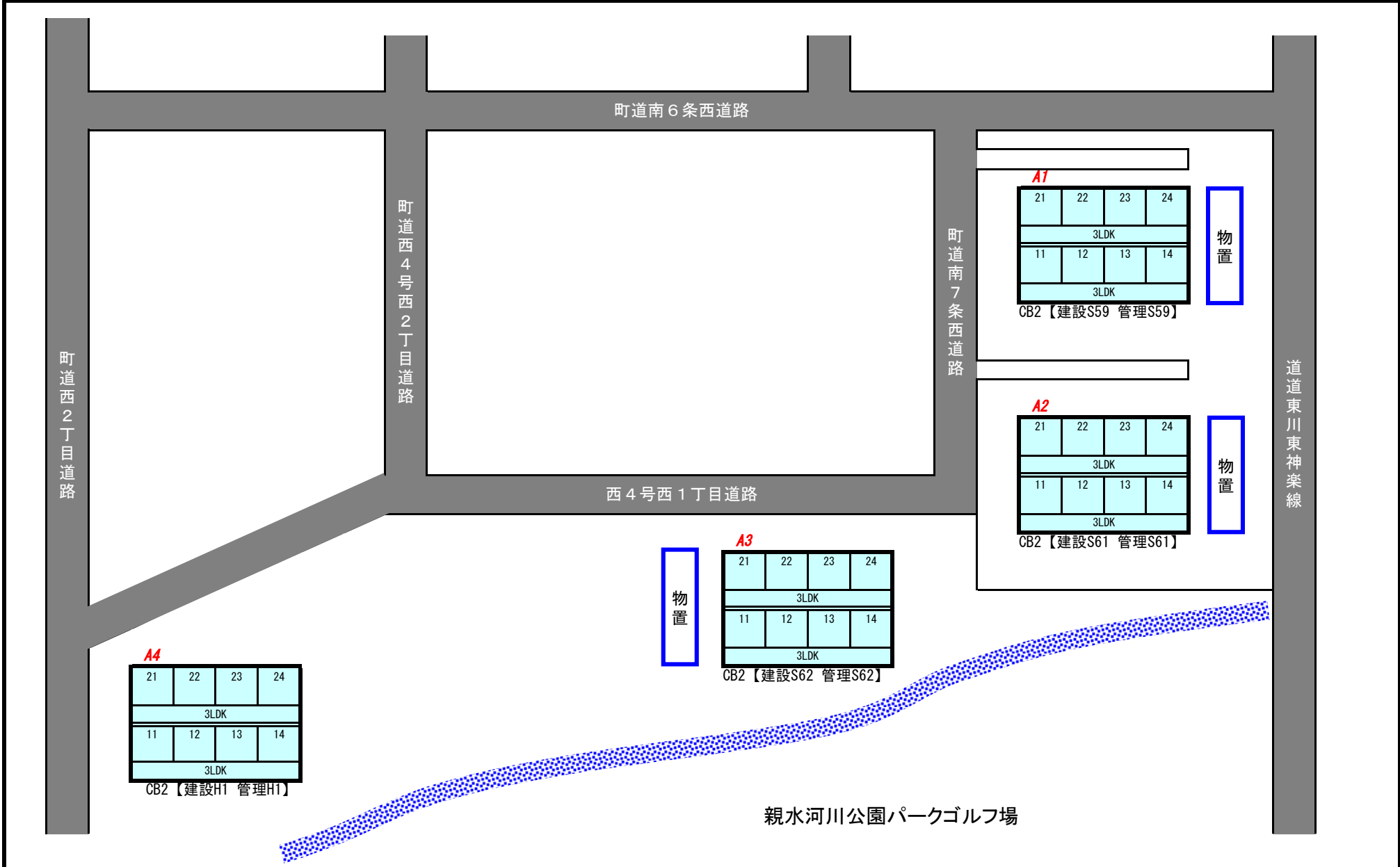
公	東町4丁目団地	所在地	上川郡東川町東町4丁目		行政区	26区	備考	
		管理戸数	16	公営住宅	16	特定公共賃貸住宅		地域優良賃貸住宅



公	清流団地	所在地	上川郡東川町西町3丁目		行政区	西町3丁目	備考	
		管理戸数	24	公営住宅	24	特定公共賃貸住宅		地域優良賃貸住宅



公	清流東団地	所在地	上川郡東川町西町1丁目		行政区	西区	備考	
		管理戸数	32	公営住宅	32	特定公共賃貸住宅		地域優良賃貸住宅



A1

21	22	23	24
3LDK			
11	12	13	14
3LDK			

物置

CB2【建設S59 管理S59】

A2

21	22	23	24
3LDK			
11	12	13	14
3LDK			

物置

CB2【建設S61 管理S61】

A3

21	22	23	24
3LDK			
11	12	13	14
3LDK			

物置

CB2【建設S62 管理S62】

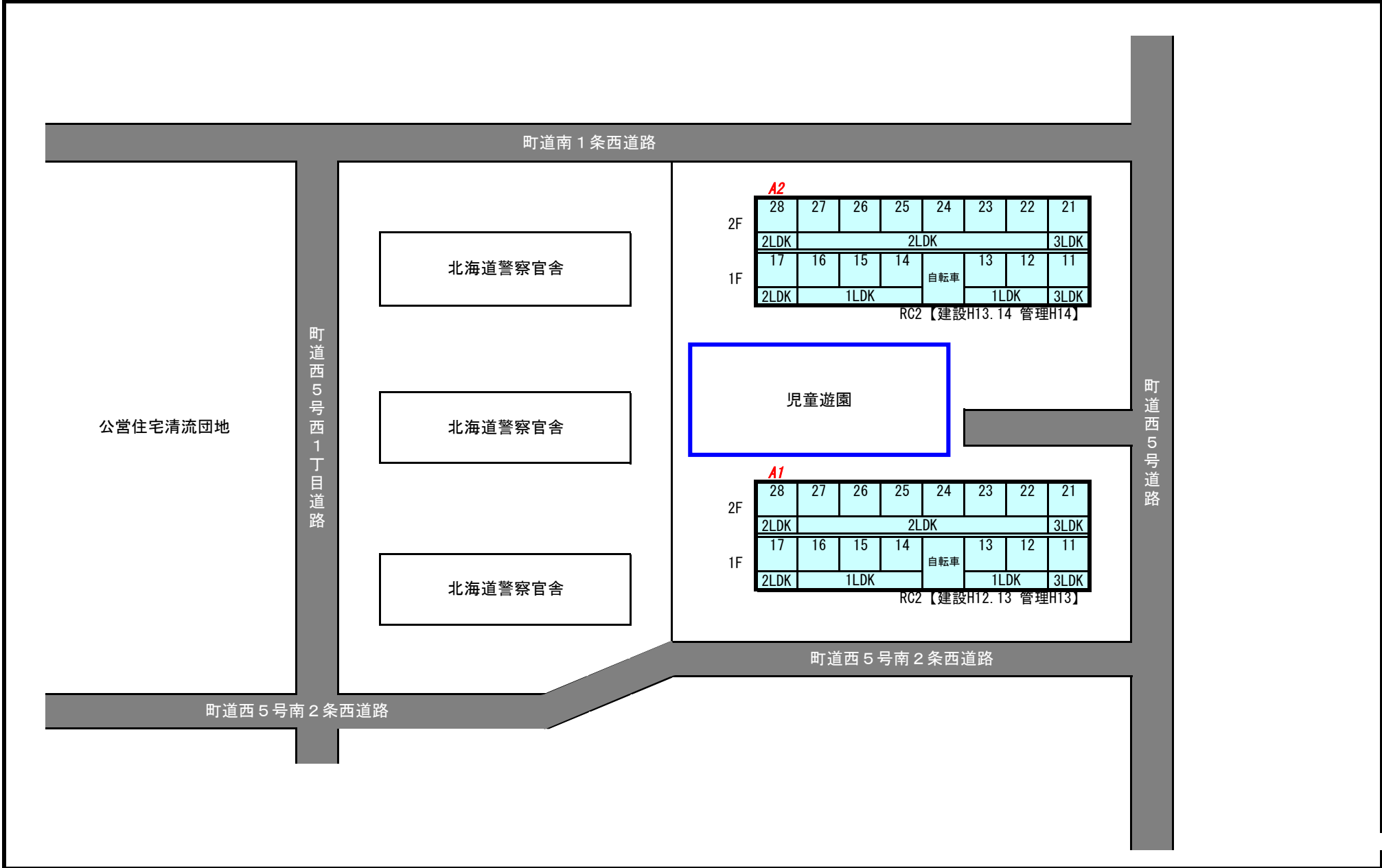
A4

21	22	23	24
3LDK			
11	12	13	14
3LDK			

CB2【建設H1 管理H1】

親水河川公園パークゴルフ場

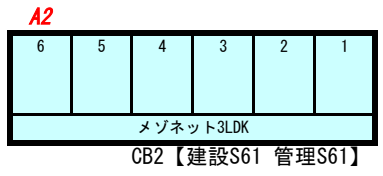
公	清流中央団地	所在地	上川郡東川町西町3丁目		行政区	西町3丁目	備考	
		管理戸数	30	公営住宅	30	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	



公	西8号団地	所在地	上川郡東川町西町8丁目		行政区	11区	備考
		管理戸数	24	公営住宅	24	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅

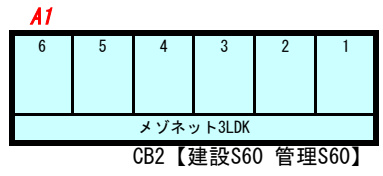
道道旭川旭岳温泉線

西8号



物置

物置

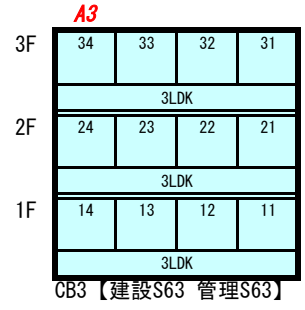


町道西川東道路

町道西8号道路

西部地区コミュニティ広場

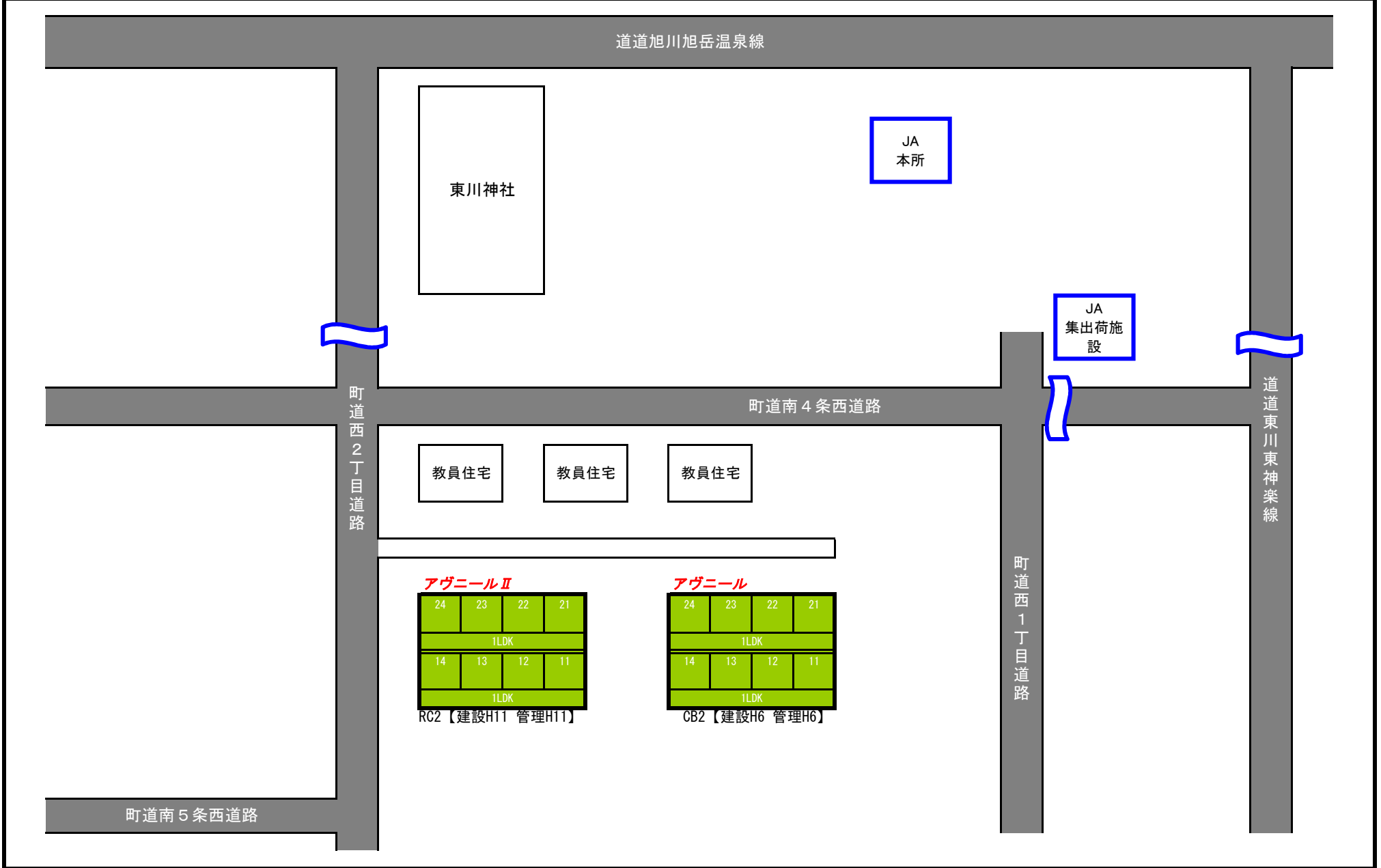
小公園



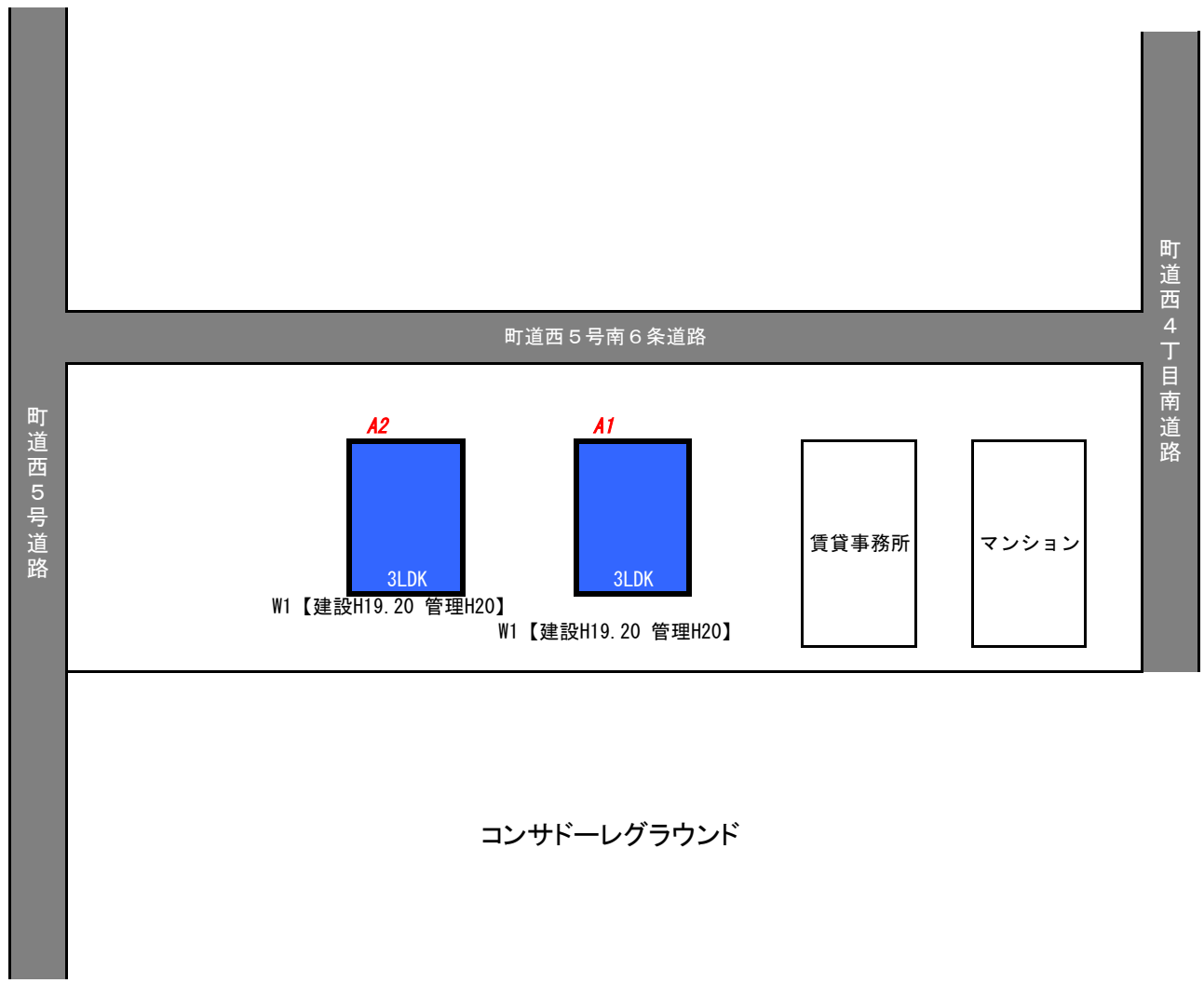
北海道電力変電所

西部地区コミュニティセンター

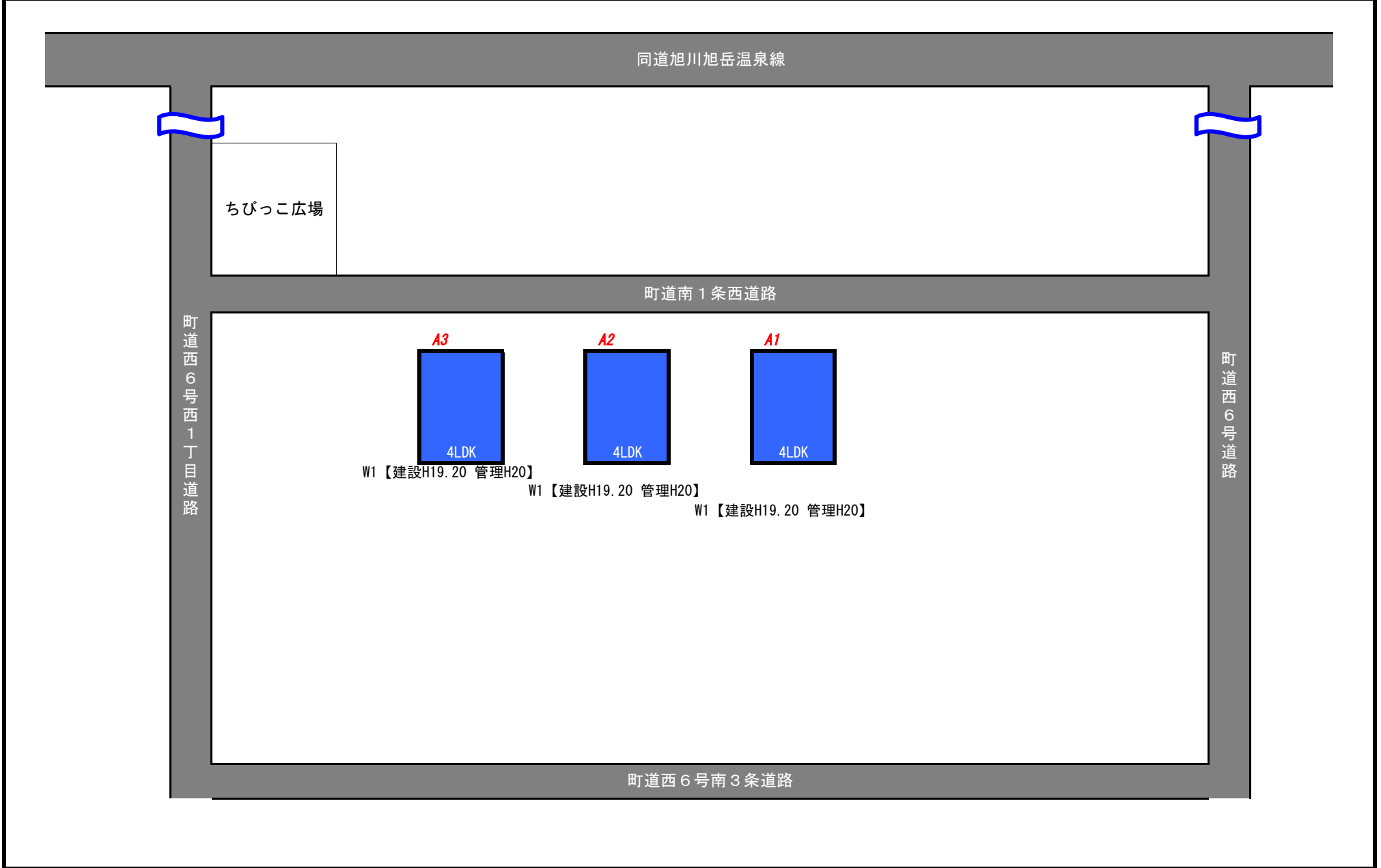
特	西町団地	所在地	上川郡東川町西町1丁目		行政区	西区	備考	備考
		管理戸数	16	公営住宅	特定公共賃貸住宅	16	地域優良賃貸住宅	H21年3月31日現在



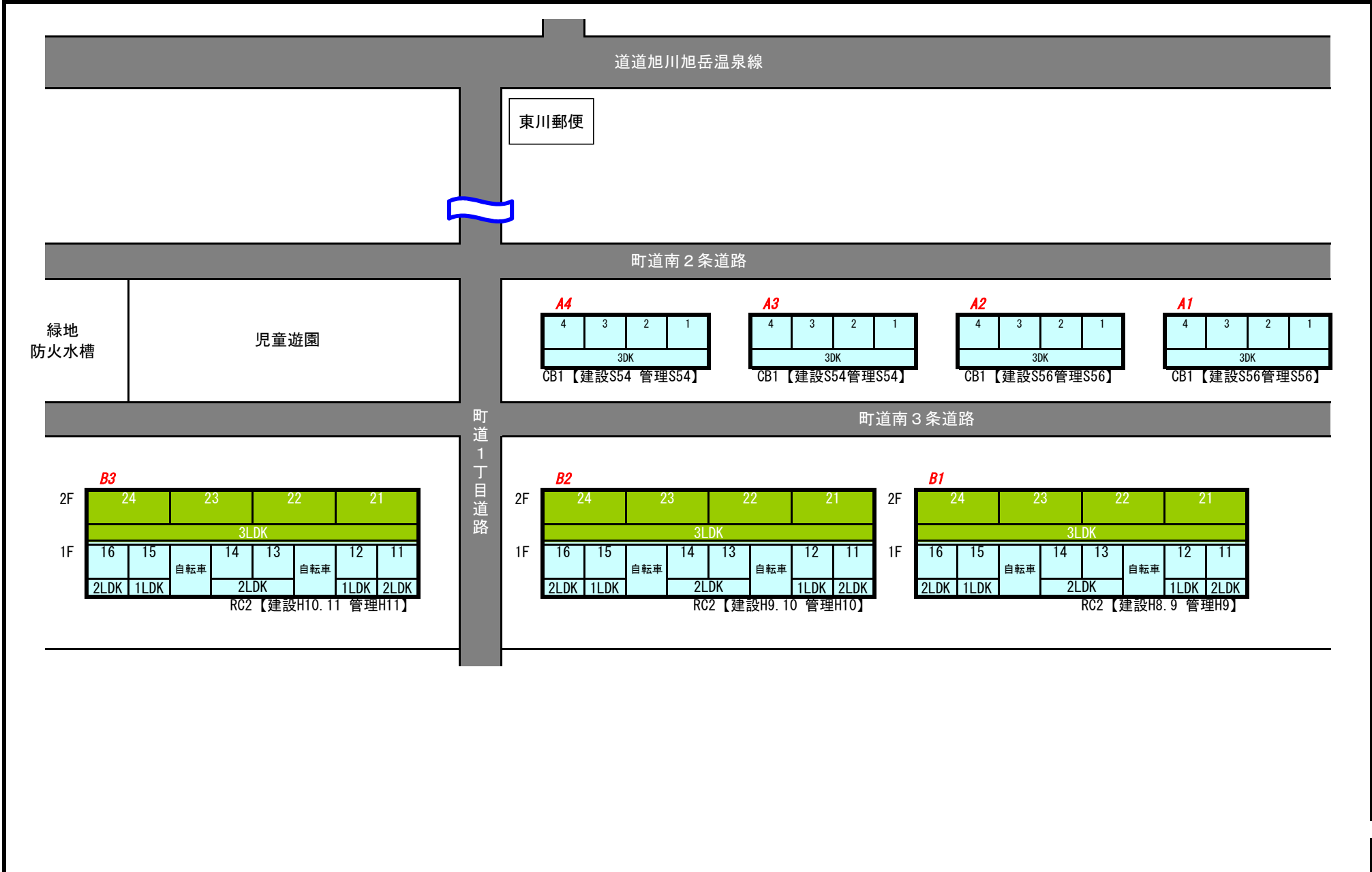
地	西町2丁目団地	所在地	上川郡東川町西町2丁目		行政区	西町2丁目	備考	地優賃（一般型）
		管理戸数	2	公営住宅	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	2	H21年3月31日現在



地	西町5丁目団地	所在地	上川郡東川町西町5丁目		行政区	17区西町	備考	地優賃（子育て型）
		管理戸数	3	公営住宅	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	3	H21年3月31日現在

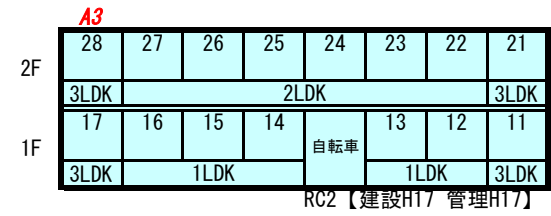
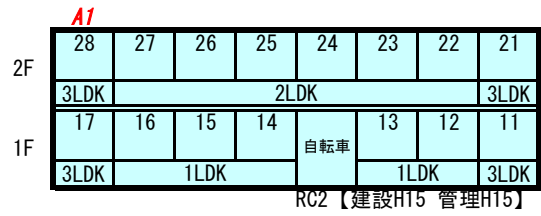


公/特	南団地	所在地	上川郡東川町南町1丁目		行政区	南町1丁目	備考	H21年3月31日現在
		管理戸数	46	公営住宅 34	特定公共賃貸住宅 12	地域優良賃貸住宅		

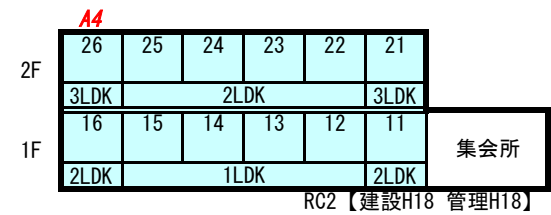
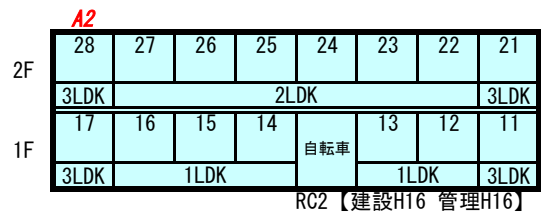


公	西団地	所在地	上川郡東川町北町2丁目		行政区	北町2丁目	備考	集会場の併設
		管理戸数	57	公営住宅	57	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	H21年3月31日現在

町道北4条道路



児童遊園



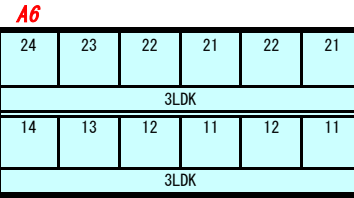
町道西4丁目道路

町道西2丁目道路

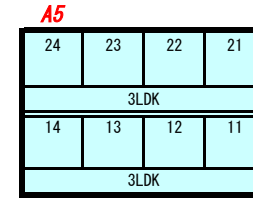
開拓100年記念公園

公	北団地	所在地	上川郡東川町北町3丁目		行政区	北町3丁目	備考	H21年3月31日現在
		管理戸数	52	公営住宅	52	特定公共賃貸住宅	地域優良賃貸住宅	

町道西5号北7条道路

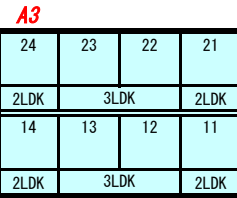


CB2【建設H6.7 管理H7】

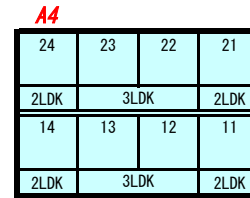


CB2【建設H5.6 管理H6】

西5号西2丁目道路



CB2【建設H4 管理H4】



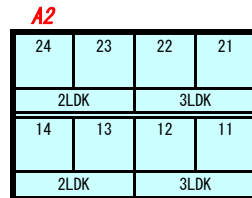
CB2【建設H4.5 管理H5】



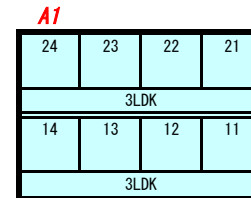
町道西5号道路

町民グラウンド

町道西5号北6条道路

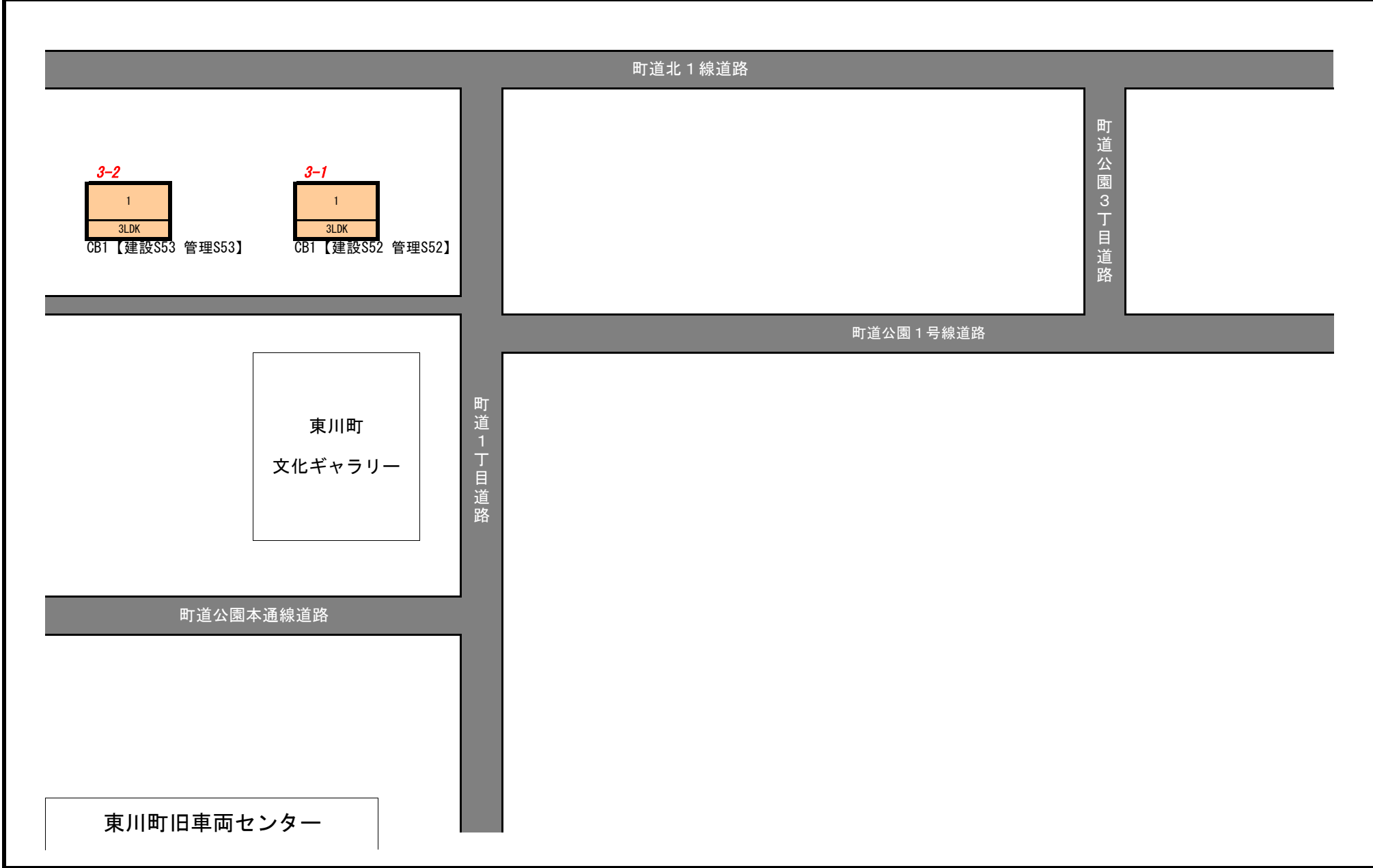


CB2【建設H3 管理H3】

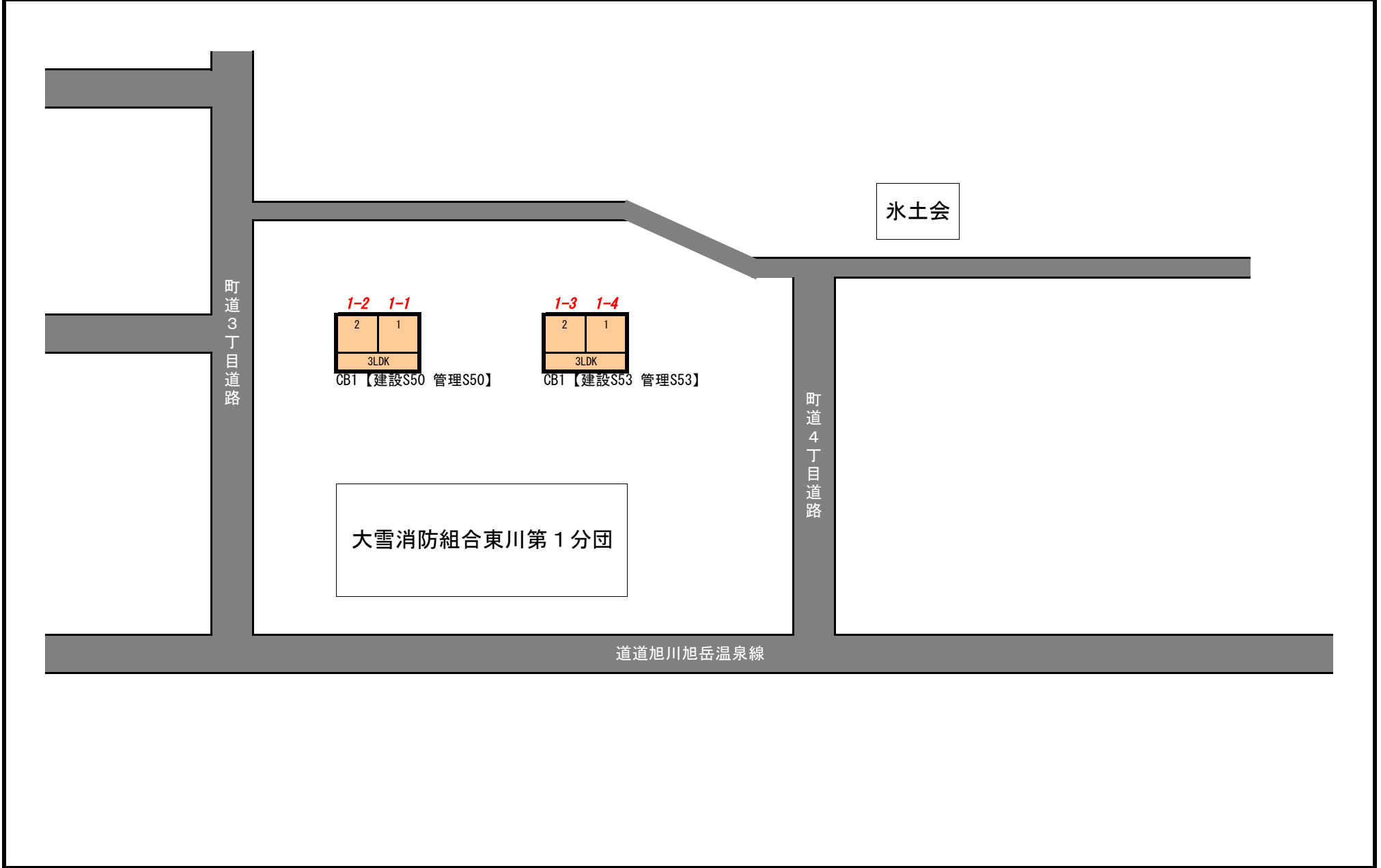


CB2【建設H2 管理H2】

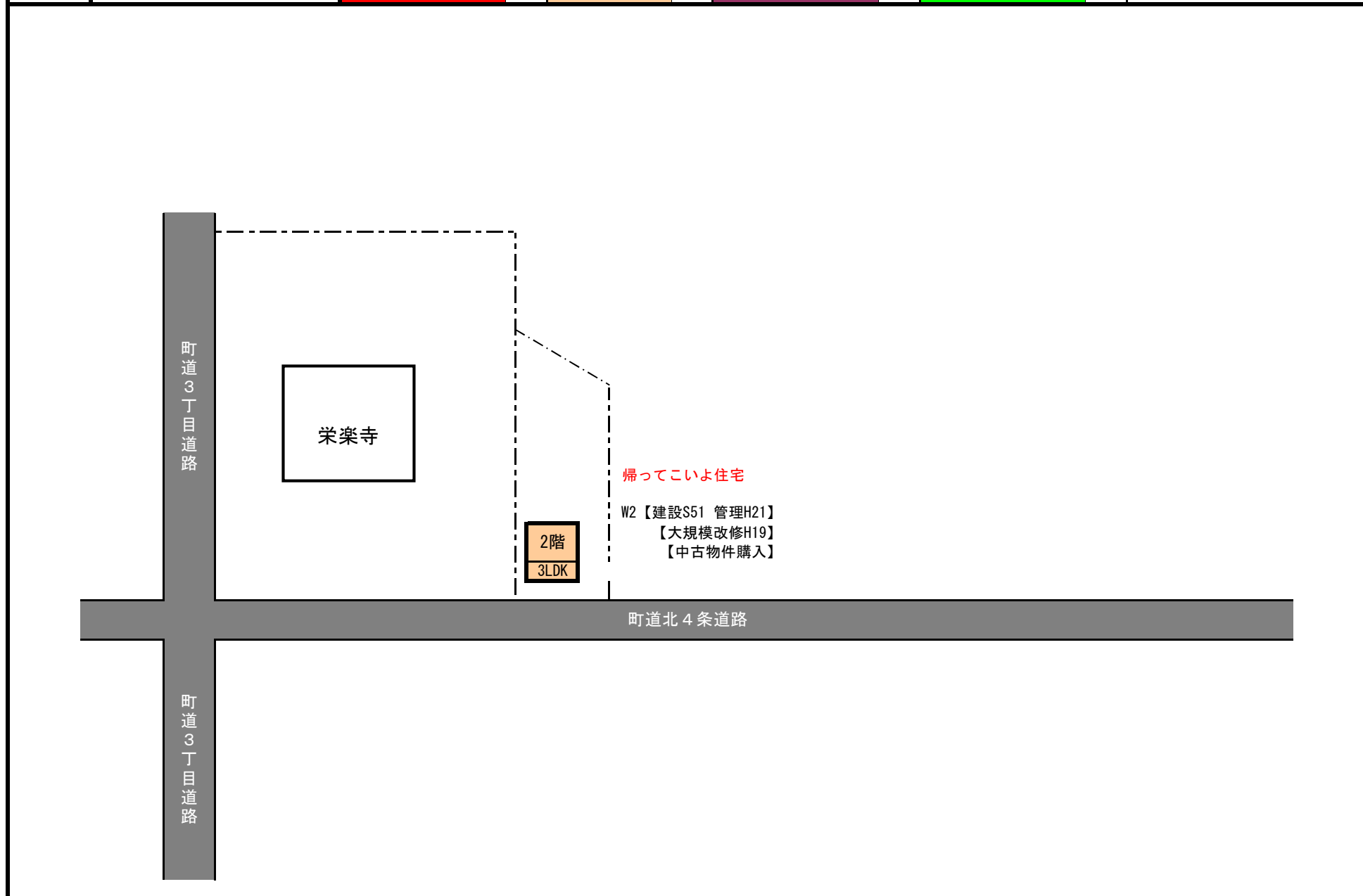
町	東町B	所在地	上川郡東川町東町1丁目		行政区	東町1丁目	備考	
		管理戸数	2	町営住宅	2	低家賃住宅		教員住宅



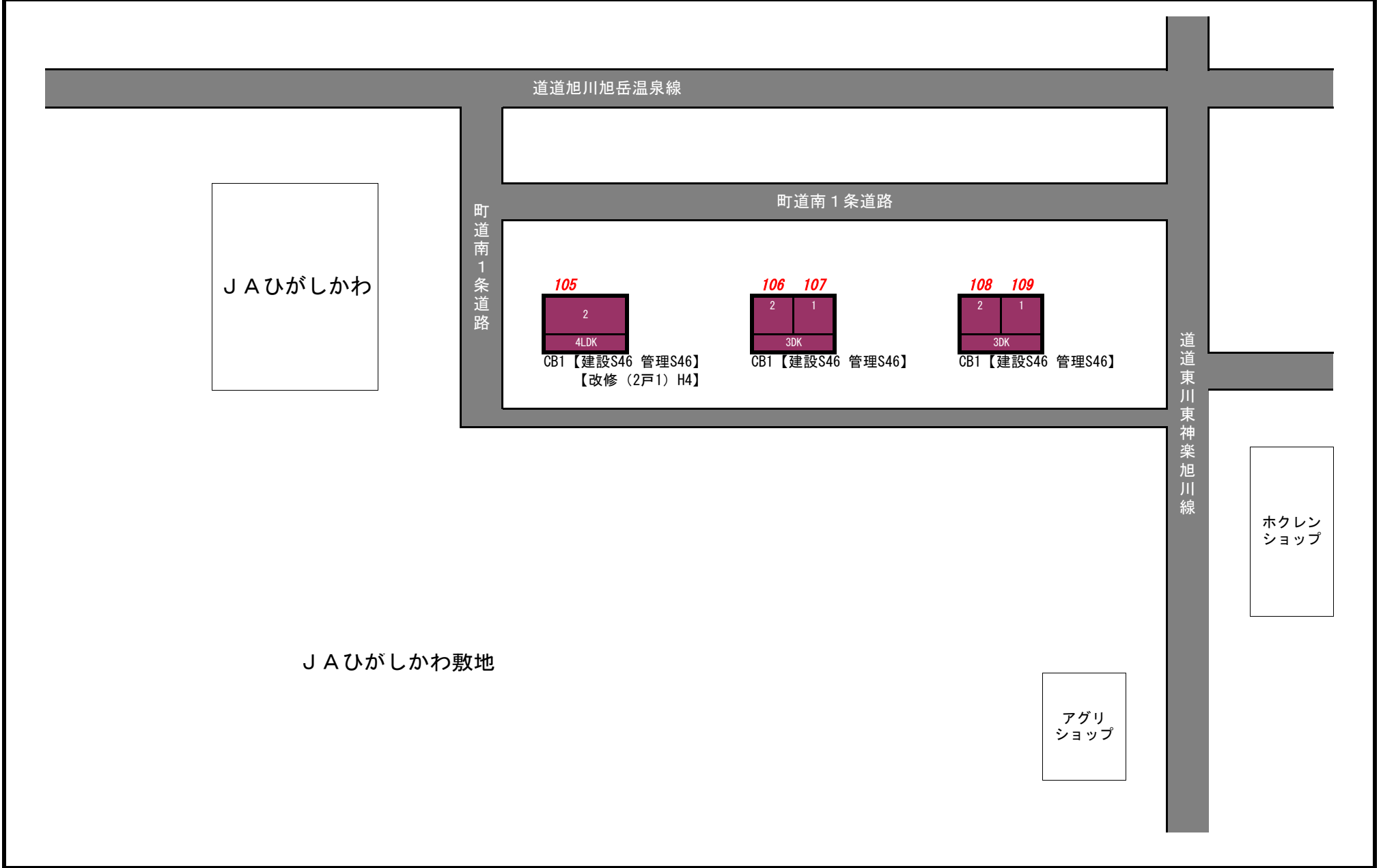
町	東町 C	所在地	上川郡東川町東町 2 丁目		行政区	東町 2 丁目	備考	H21年3月31日現在
		管理戸数	4	町営住宅	4	低家賃住宅	教員住宅	



町	帰ってこいよ（東町2丁目）	所在地	上川郡東川町東町2丁目		行政区	東町2丁目	備考
		管理戸数	1	町営住宅	1	低家賃住宅	教員住宅



町	西町	所在地	上川郡東川町西町1丁目		行政区	西町1丁目	備考	
		管理戸数	5	町営住宅		低家賃住宅	5	教員住宅



JAひがしかわ

JAひがしかわ敷地

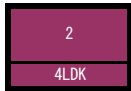
町道南1条道路

道道旭川旭岳温泉線

町道南1条道路

道道東川東神楽旭川線

105



CB1【建設S46 管理S46】
【改修(2戸1)H4】

106 107



CB1【建設S46 管理S46】

108 109



CB1【建設S46 管理S46】

ホクレン
ショップ

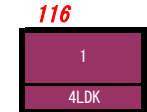
アグリ
ショップ

町	北町	所在地	上川郡東川町北町1丁目		行政区	北町1丁目	備考	各住宅の融合団地
		管理戸数	11	町営住宅	3	低家賃住宅	7	教員住宅

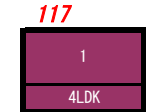
町道北1線道路



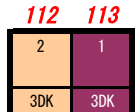
CB1【建設S49 管理S49】
【改修(2戸1)H11】



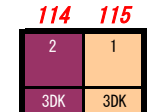
CB1【建設S50 管理S50】
【改修(2戸1)H14】



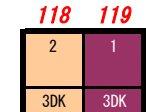
CB1【建設S50 管理S50】
【改修(2戸1)H15】



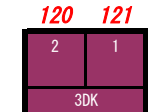
CB1【建設S49 管理S49】



CB1【建設S50 管理S50】



CB1【建設S52 管理S52】



CB1【建設S52 管理S52】

町民運動公園

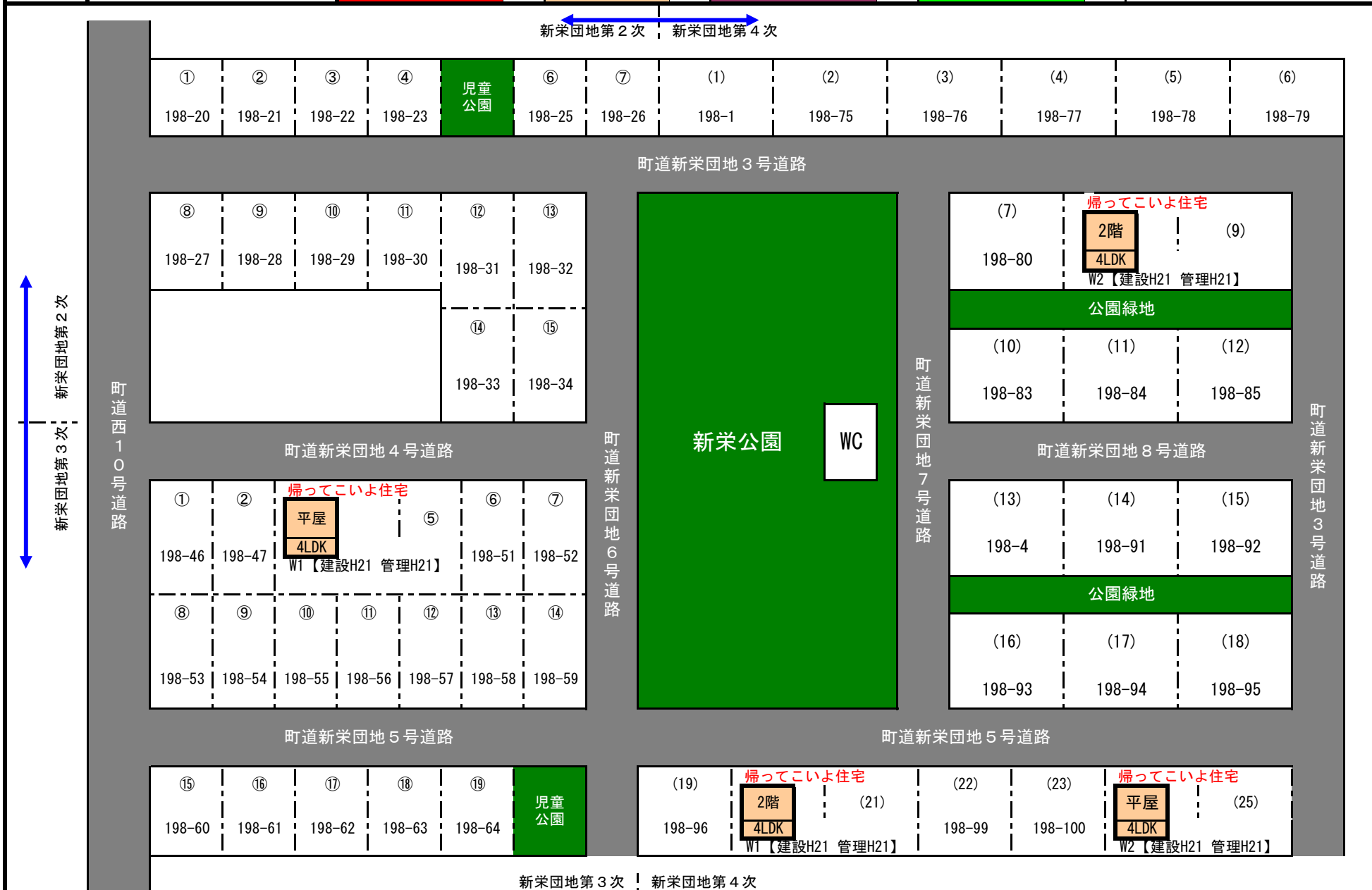
テニスコート

町道体育館道路

町	東8号	所在地	上川郡東川町東8号南1番地		行政区	34区	備考	
		管理戸数	2	町営住宅	1	低家賃住宅	1	教員住宅



町	帰ってこいよ (新栄)	所在地	上川郡東川町西10号北34番地			行政区	新栄	備考	
		管理戸数	4	町営住宅	4	低家賃住宅		教員住宅	H21年3月31日現在



新栄団地第3次 | 新栄団地第4次

東川町公共賃貸住宅政策推進策定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 東川町住生活基本計画（以下、「基本計画」という。）、第2期東川町公共賃貸住宅ストック総合活用計画（以下、「ストック計画」という。）策定のため、東川町公共賃貸住宅政策推進策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(策定内容)

第2条 委員会は、東川町の住宅に関する施策等、既設公共賃貸住宅等ストックの有効活用を図るため一定期間を対象として、建替、改善等の各種整備内容、計画修繕を含む適切な維持保全についての計画を策定する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、別紙に掲げる構成員で組織する。

2 委員長は副町長があたることとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は基本計画、ストック計画の策定終了を持って満了とする。

(事務局の設置)

第5条 委員会の円滑な運営のために、事務局を設置する。

2 事務局は、別紙に掲げる構成員で組織する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

附則 この要綱は平成20年11月1日から施行する。

策定委員会委員等名簿

策定委員会構成員【12名】

所属・役職	氏名	備考
副町長	長原 淳	委員長
学識経験者	渡部 順子	都市計画委員
学識経験者	鈴木 健治	
学識経験者	小岩 昭市	
学識経験者	安原 芳博	
学識経験者	尾池 紀泰	
学識経験者	國木 正昭	
学識経験者	宮崎 正志	
学識経験者	津谷 俊弘	
学識経験者	平川 和彦	
学識経験者	石本 宝子	
上川支庁旭川土木現業所企画総務部建設指導課建築住宅係		協力委員

事務局【4名】

所属・役職	氏名	備考
都市建設課長	増田 善之	事務局長
都市建設課まちづくり推進室長	中山 善敬	事務局次長
都市建設課まちづくり推進室主任	金山 裕之	庶務
都市建設課まちづくり推進室主事	下込 純平	書記